

第六十三回国会
衆議院

物価問題等に関する特別委員会議録 第八号

昭和四十五年四月一日(水曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 松平 忠久君

理事 青木 正久君

理事 登坂重次郎君

理事 渡部 通子君

理事 上村千一郎君

理事 戸叶 里子君

理事 有島 重武君

理事 松本 善明君

出席政府委員

経済企画政務次官

経済企画庁国民生活局長

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長

農林省畜産課長

通商産業省企業局長

山口シヅエ君

矢野 智雄君

鷺淵 茂君

小原 聰君

長橋 尚君

山口シヅエ君

矢野 智雄君

鷺淵 茂君

小原 聰君

長橋 尚君

山口シヅエ君

矢野 智雄君

鷺淵 茂君

小原 聰君

長橋 尚君

山口シヅエ君

矢野 智雄君

鷺淵 茂君

小原 聰君

長橋 尚君

山口シヅエ君

代的な工業国家に生まれかわっていききたい、そういう国全体の経営といえますか、長年の間そういう国の経営方針と申しますか、そういう動きでわが国はやってきたわけでありませうけれども、それだけに産業を振興しなければならぬ。したがって、産業保護的な政治、政策、行政でこの百年間はまさにやってきたと思う。それはそれなりの成果を、りっぱに日本国はあげてきている。しかし、もうそれだけで事の済む社会では、わが国の社会はなくなつてまいりました。経済企画庁の政務次官にこんなことを申し上げるのは、もう釈迦に説法でございますので、しつこいことは申しませんが、やはり国民生活をより高度に、また、その質も向上させていかなければならない。産業保護的な政治、行政ばかりでやってきておりましたけれども、やはり消費者の立場で、行政も政治もまた消費者を守る、そういう政策を取り上げられてまいりました。四十三年の五十八国会では、当委員会各党が集まりまして、消費者保護基本法の成立を見ましたのも、こういうところにその考えがあったわけでございます。

そこで、消費者保護基本法を私どもが立案をいたしましたそのときから、われわれが期待をいたしておりました国民生活センターというものが、いよいよ政府のほうで法案を出しになって、こういう一つのりっぱなものを設置なさろうとしておられます。私たちは大歓迎の気持ちで一ぱいございませうけれども、そこで政務次官に、まずもって国民生活行政についての政府の基本的な考えを、たいへん抽象的な御質問を申し上げますけれども、一言それをお聞かせいただきたいと思います。

○山口(シ)政府委員 お答えをさせていただきます。国民生活の安定をはかり、国民の福祉を向上させることは、政治の眼目でございませうし、政府の最も重要な任務でもございませうと存じます。

近年における消費生活の向上は、経済成長の成果であることは言うまでもございませうけれども、これに伴いまして、物価の上昇、住宅難、交通事故、公害など、国民生活の向上を阻害するような諸問題が生じていることも、否定できないところでございませう。したがって、政府といたしましては、国民生活優先の立場に立ちまして、真に豊かな国民生活を実現するための各般の施策をより一そう強力に推進していく所存でございませう。

○砂田委員 国民生活センターを設置なさる土地ももうおきまりになつていようでございませうが、これは国民生活局長に伺いますけれども、このセンターの建物等のこまかい設計はできてなくても、一応の構想はお持ちじゃないかと思うのですが、一体どういう大きな建物を建てられて、どういう窓口を設けられるか、少し具体的にその構想を伺っておきたいのです。

○矢野政府委員 まず建物であります、場所、この法案にも書いてございませうように、高輪でございます。建物の規模は、まだ完全に詰めておりませんが、これも一ぺんにできるわけではありませんが、逐次やっていきたいと思つております。私どもの大体の腹づもりとしては、三年計画ぐらいで一応の体制を整備したい。そのときの規模も、これもまた全く私どもの考え方ですが、大体これも、やろういたします仕事の内容から考えまして、やはり延べ千数百坪、二千坪近いぐらいのものが必要のじやないかと思つております。しかし、それは先ほど申しましたように、一ぺんにつくるわけではありませうで、三年計画ぐらいを予定しております。この点は、これから毎年度逐

次、その三年間に財政当局とも打ち合わせしてやつていかなければならぬので、こういう構想で、ただ、とりあえず四十五年度といたしましては、大体五、六百坪ぐらいのものをとする予定にしております。逐次三年計画で御指摘のような構想に近づけていこうということで考えております。

それから、仕事の内容であります、これはこの法律にも書いてございませうように――まあこの目的で、「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行なうこと」とありますが、ごく要点を具体的に申しますと、何といひましても国民との対話の場をつくる。そのためにいろいろ必要な知識、情報を提供する。その提供のしかたとしましては、大きく分けて三つを考へておりまして、一つは、一般の国民に、いわば不特定多数の国民に対して、たとえばパンフレットであるとか、あるいはテレビ、ラジオ、展示会、講習会を開くとか、こういった手段を通じて、国民生活の改善に必要ないろいろの知識とか情報を提供していく。それから第二は、その窓口へ苦情とか問い合わせに來られたいわば特定の人、その人に問い合わせ、苦情がある内容についてお答えしていく。ここでのお答えを通じて、あるいは国民の持つておられる不満を緩和、解消するということもありませうし、また、そういう機会をとらえて必要な知識、情報も提供していく。これが第二点で、それから第三点は、国民生活センターで考へておりますような仕事と類似する仕事をやっております機関、ことに地方の生活センター、四十六年度にはほぼ全都道府県出そろつて予定であります、そうした地方の生活センター、それからこういうことと類似のことをやつておられます消費者団体等がありますが、そういうところが活発に

本日の会議に付した案件

国民生活センター法案(内閣提出第六八号)

○松平委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の国民生活センター法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。砂田重民君。

○砂田委員 きょうは経済企画庁の山口政務次官にお出ましをいただきましたので、少し御質問を申し上げたいと思ひます。

明治百年と申しますけれども、農業国家から近

活動できるように、そこに対してや専門的なものからと申しますか、そういう情報を提供していく。あるいは苦情処理の事例集であるとか、こういったものを提供していく。こういう三つの方法を通じて、情報なり知識を流していくということ、あとはそれに関連したとして、そういうことをするために、調査研究を一方でなければならぬ。あるいは必要な資料を集集しなければならぬ。こういうことは、それに伴ってやっていくかなければならぬということになるか、こういうように考えております。

○砂田委員 そうすると、三年たたなければオープンしない、あるいは、四十五年度で五百坪くらいものは完成させられるので、そこでとりあえず手をつけられる仕事から始めていくということですか。

○矢野政府委員 この法案を通したいたしまして、たならば、現在の予定では、十月一日に発足したいと思っております。ですから、法案が通りますれば、その後若干の準備をいたしまして、十月一日からとりあえずオープンいたします。ただ、オープンいたしましたとしても、建物のほうはまだできまないので、その間はどこか適当なところを借りるということを考えております。そこで一応店開きをする。

それと、人員も、三カ年計画でいろいろ拡充してまいる予定であります。四十五年度におきましては、現在国民生活研究所に三十六名の職員がおりますが、それと、あとプラス二十名を増員する予定であります。しかし、これももちろん、できたらすぐ採るというわけにもいかないと思っております。実際にこれを活発に運営していくのにふさわしいような人を集めなければなりません。こうした人を集めていく。

それからまた、先ほど申しましたような仕事をいたします上には、まず何といたしまして、いろいろ必要な情報、資料を集集しなければならぬ、その収集するということ。あるいは、たとえば先ほど申し上げました苦情、問い合わせがいろいろ

あるきまして、それに答えるといいたしても、これはセンター自身も収集すると同時に、ほかにも、そういう個々のことにつきましてはいろんな機関がありますから、そのネットワークをつくっていくかなければならぬ。こういう問題はどこへ連絡したらいいか、そういう体制もつくっていく。こういう順序というか、そういうことからまず取りかかります。一応オープンしたいんですが、そういう仕事を蓄積していく。まあ、なるべく、できればオープンするその日から活発に動かしたいと思っておりますが、おのずから若干そういう段階が必要と思えますから、オープンしながら逐次整備していく、こういう考えでございます。

○砂田委員 オープンしながら逐次整備していく方向に私は賛成です。

そこで、提案理由の説明を拝見いたしますと、「技術革新の進展に伴って、危険な商品が目立つなど」云々ということで、消費生活というか、家庭生活というか、そういうことも述べておられますけれども、住宅や生活環境の社会資本の整備の問題、それから交通安全、公害、そこで提案理由の説明で御説明があったわけですが、法案の中に書いてあります「国民生活に関する情報の提供」、その「国民生活に関する」という具体的な仕事の内容と申しますか、センターで対話をなされる、その対話をなさる対象をいま三つに分けて御説明をいただきましたので、対話をなさるその対象はわかりましたけれども、対話をなさるその内容が非常に広範囲に及んでいようです。家庭生活、消費生活に直接関係のある事柄だけに限らず、公害、交通事故の問題、そういうところまで考えておられるのかどうなのか。

○矢野政府委員 いまお話がありましたように、商品、サービスを購入するといえますが、最初は消費生活、それが一番中心になるかと思っておりますが、決してそこに範囲を限定しているわけではございませんで、いま先生からお話がありました生活環境の問題、公害、交通事故の問題、こうしたこ

と、さらには教育とか社会保障とか、いわば公共サービスと申しますか、こういうことに関する問題、あるいは場合によりまして、公共サービスの一つになるかと思えますが、税金に関するようなことも出てくるかと思えます。そういうことを含め、つまり日常のいろいろな生活に関連するもの、とまあ一応対象にするつもりでおります。

と申しますのは、たとえば苦情を受け付けたといいたしても、あることだけに限定するのだということになりまして、問い合わせ、苦情を申し来られた方が、この問題はあつたかこつたかとかいいたしまして、おそれるわけがわからなくなつてしまつたらうと思えます。この生活センターの一つのねらいは、もうすでに苦情、問い合わせを処理する機関がたくさんありますが、そういうもののいわば総合的な案内所として考えていきたい、これが生活センターの一つのねらいでもあります。ですから、なるべく範囲を限定しないように、なるべく広くしたいと思っております。ただ、それにしまして、おのずから限度はあるかと思えます。はたしてそれで結婚相談までするのかということになりますと、そこまではなかなかいかならないと思えますが、日常生活に関するものなるべく範囲を広げていきたい。しかし、もちろんそれも、先ほど申しましたように、十月一日に開いてすぐ全部が処理できるかという、若干不安がありますが、そこは逐次拡充して、こういう問題を広く取り上げられるように、構想としてはそういうことを考えております。

○砂田委員 消費生活に直接関係のある問題として、消費物資、家庭生活物資、そういった試験検査施設も自分で持たれますか。

○矢野政府委員 この法律の目的にあります情報、知識を提供していくのにあたりますので、おそらく商品の検査が必要な場合が起こることは当然予想されます。あるものを、これは危険であるかどうか、それを鑑別するとか、あるいはどの商品はどういう特徴があるのかということ調べるよ

うないいわゆる規格テストとか、こういうことの必要性も起こってくると思えます。しかし、生活センターをテストの専門機関にするつもりはございません。テストの機関としましては、工業試験所とかあるいは繊維研究所とか、国でも幾つかの検査機関を持っておりますから、そういう検査機関を活用していきたいと思っております。したがって、必要に応じてそういう検査機関に委託をして調べていただく、こういうことは活発にやっていたいと思いたすが、原則といたしましては、そういう検査機関を活用してやっていたいというように思いたす。しかし、もちろん、ごく簡単な検査ですと、一々委託することはどうかという問題もあるいは起こってくるかと思いたす。これは将来の問題ですが、そういう場合には、簡単なものぐらひは多少のテスト施設を持つという必要性も、あるいは起こってこないとも限りませんが、これは今後の発展の状況をにらみ合わせていきたいと思っております。しかし、いづれにしても、原則としてはほかの専門のテスト機関を活用していきたい、こういうふうな思っております。

○砂田委員 ちょっとまた話がもとへ戻るのですけれども、三年計画というのは、どうしてそんなに長くかけなければならぬのか。せいぜい二年あればできるんじゃないか。ことしから一部オープンされるということはまことにけっこうですけれども、スタートのことし、初めから三年計画というのは、ちょっと私にはふに落ちない。同じような考えを持っている人からいまメモが回ってきまして、せめて来年で完成できるんじゃないですか。これはもう金の問題だけでしょうか。

○矢野政府委員 私ども、これはなるべく早くやっていたいと思っておりますが、もちろん、この法律にもありますように、全額国庫の負担です。建物につきまして、あるいは土地は現物出資ですが、この出資及びあとの運営費も全額交付金で、国庫の負担ですから、もちろん限られた財政の中で、金の問題ももちろんあります。

かし、それより以上に大きな問題は——センターの活動といふのは、もちろん土地、建物、いろいろの施設も重要だけれども、それ以上に、何といつても人が一番重要だと思ひます。このセンターの活動が活発に行なわれるかどうかの大半は、もちろん経済企画庁もいろいろ応援もしなければならぬが、しかし、何といつてもセンターを運営していく人、この目的なり構想にふさわしいようなその人を得るということが、一番重要なことだと思ひます。

これも、なるべく早く人を集められれば、もちろんそれにこしたことはないのですが、御承知のように、以前と違ひましてだいたい人手も窮乏な状況ですし、しかも、これにふさわしい人を集めようとしても、たとえ金がありましても、金で集まるものではありませんので、やはりここはあまゝあてて人を集めて、一応看板だけでも、ていさだけ整つたといつても、もしこれが最初の構想と違ふようなところないちやつたり、イメージがどうもおかしいということになりましたら、これは取り返しがつきませんので、ここは慎重に——できれば早いほうがいいのですが、あわてるよりも、まあ三年ぐらいいいところで、じつくり腰を据えて基礎をつくつていきたいと思います。しかし、もちろん三年たないといふにもしないわけじゃありませんので、十月一日からオープンしながら、また活動を活発にする目安がつけばいい人間も集まりますから、そういう段階を踏んでいきたいと思います。

○砂田委員 これから三年ということですから、消費者保護基本法を提案、成立させたわれわれとしてみれば、もうすでに三年待っているわけですね。四十三年に基本法をつくるのときからわれわれは期待をしていたので、メモを回してきたこの前の政務次官にも責任があるだろうと思ふだけけれども、もうすでに三年待たされている。確かに、おっしゃる通りに、人が一番問題だろうと思ふのです。政府も衆知をしばって、りっぱなものをでるだけ早い機会にひとつ完成させていた

い。それから、国民生活研究所を吸収されるわけですから、国民生活研究所というところにいるいろいろな仕事をしてくださつておられますけれども、いまだに国民生活研究所の行なつてきたおもな実績と申しますか、業務といひますか、それをひとつお話しただきたい。

○矢野政府委員 国民生活研究所は、御承知のように国民生活に關します調査研究を主体にいたしておりまして、設立以來いろいろ調査研究をやつてきております。ここには大きく分けて二つござります。一つは研究所自身の自主的な研究と、それから、国あるいは地方公共団体等から委託を受けてやる仕事とござります。委託を受ける仕事にはいろいろな種類のものがござりますが、中心は自主研究であります。

自主研究としていままでやつてきましたもののかいつまんで申しますと、国民生活の構造変化、もちろん消費支出の内容も変わつておりますし、そのほかの消費生活の構造が変わつてゐる。その状態を調べていく、フォローしていくとか、あるいは住宅及び生活環境の整備についての調査とか、あるいは地域生活の調査も、いままでやつたものがござります。あるいはまた国民生活の国際比較、特に生活水準を国際的に比較するという仕事とか、あるいはまた国民の生活意識あるいは生活行動についてのいわゆるアンケート調査、ごく最近もそういう調査がござりまして発表いたしました。こうしたことが——そのほか一つ一つのテーマを申し上げますと非常に長くなりますが、大体ただいま申し上げましたようなこととござります。

○砂田委員 国民生活局長のお話をずっと伺つてきて、私が一つ心配いたしますことは、政務次官、経済企画庁設置法をこの法案の中で一部改正をしておられるわけですね。そこで、国民生活センターの目的が明確になつてゐるわけですから、情報提供を国民に提供なさるその仕事は、まさに経済企画庁の設置法の範囲の中であらうと思ふ。ただ、

国民、都民、市民に提供をなさる情報の内容といふものは、各省の關係、所管するものが非常に多いわけですね。私が考えてみただけでも、ずいぶんたくさんあるものがある。たとえば薬事法、食品衛生法、家庭用品品質表示法、JAS、JIS、電気用品取締法、公取の景表法等々、こういった他省の所管する法律、他省の所管をしておられる仕事の關係の情報を、今度は経済企画庁が監督なさるこの国民生活センターが情報提供をなさるわけなんです。そこで、よほど各省との間の理解がちゃんとしておられないと、何か企画庁だけが独走してしまつて、提供する情報の内容が豊かなものになつてくるかどうか、たいへん心もとないものが実はあるわけです。従来から企画庁が所管してやつてこられた消費者保護行政が、決して企画庁の思ふとおりにいってないという事実を私どもも知つておりますし、そういうように、役所は役所で御努力を願つてゐるのであります。けれども、各省の消費者行政担当の課が必ずしもその役所の中で、決してその力の強い課にまだ育つていない。消費者保護行政を拡充していかないければいけないのだ、基本法という法律もできたのだ、そういう認識はあるとしても、頭で理解できても、まだ行動として定着できていない、そういう時期でござりますから、それだけに経済企画庁が監督をなさるこのセンターの活動、その提供される情報内容が各省にわたる。したがつて、私が政務次官に伺つておきたいと思ひますことは、この法案を提出されるにあつて、各省とどういう理解を深めるための御努力をしてこられたのか、また、各省のそういう十分の理解というものを取りつけておられるのか、伺つておきたいと思ひます。

○山口(シ)政府委員 私の就任後のいきさつはやや存じておりますけれども、この法案がこゝまで煮詰まるまでの経過はあまりよく存じておりませんが、おそろしくこの法案を成立させようとする私どもの役所の考えからいいますと、それまでの折衝はしてゐるのではないかと思いますし、それ

からまた、この法律が成立しましたあとの私ども官庁の監督その他の努力も、これまた先生の御希望にこたへるべくしていかねばならないと存じておりますが、私のいろいろと勉強しました上では、世界的にも、この国民生活センターのような施設の内容の充実したものは数少ないところでございまして、これはわが国といひましたし、試験的にも、一つの機関としてこれから大いに充実させていかなければならないのではないかと、これは私の考え方でございますが、そういう意味で、特に先生の地域では、地方団体の皆さま方が消費生活センターには御尽力くださつておられます。一つのサンプルケースのような存在であることもよく聞いております。今後いろいろと御指導をいただきながら、御希望に沿うようにしていかねばならないと、これは私なりの答えでございますけれども、考えております。

あと足りない点は、局長のほうからお答えさせます。

○矢野政府委員 この法案を国会へ御提出いたしましたし御審議をいただくにあたりましては、先生も御承知のように閣議決定をいたしておりました。当然これは、各省と合意に達したところで閣議決定いたしましたわけでありまして。

もちろん、この生活の問題あるいは消費者保護の問題にいたしまして、経済企画庁が総合的な見地からそれを調整していく、あるいは政策の立案、総合調整の任務を持つておりますが、これは経済企画庁だけでできることではありません。ほとんど各省に仕事があつておられます。關係の深いところをあつてみましても、少なくとも十五、六の省庁にまたがつておられます。この生活の問題は企画庁で考えていけばいいんだ、ほかは別だといふことでござるものではないと思ふし、非常に広範な仕事でありますから、各省がみんな、そういう面で協力していただかないと、もちろんできません。各省もそういう観点から、漸次、どの省においてもそういう方向に向いてきております。個々のいろいろな仕事は、必ずどこかの省

に属するものになります。どこの省にも属さないものというものは、おそらく少ない、ほとんど例外的なものだと思います。ですから、その点はもちろん各省が、いろいろな知識、情報の提供の仕事もやってもらいます。大いに拡充していかねばならぬと思います。ただこの生活センターの仕事は、そういうものを、この法律の第一条の目的にも書いてございますが、総合的な見地からやっていく。といいますのは、もちろん総合的というものは、個別を離れた総合はありませんから、個々のものが内容になっておりますが、しかし、ある一つの何か目的のためにやるということで、これは各省がいろいろやってもらいますが、そういうものを含めまして総合的に提供していく。どういう知識がどこだということ、国民はよく知らないと思います。ですから、個々にいわば窓口を設けていくということをやっていくかと思っております。

そういう仕事を達成いたしますためには、もちろんこの法律が通り、生活センターが発足したあとも、こういう連携は非常に重要でありますので、そうした観点からも、この法律でも、十五条にセンターに運営協議会を置くということになっております。この運営協議会は三十人の人員で構成いたしますが、その中には、おそらく十五、六の省庁を代表する方もここに入っているのだと思います。それと同時に、さらにもっと——これは法律にはございませぬけれども、この運営協議会をもっとにして、もっとその下部機構といいますか、現実の連絡体制もとるような、いわばネットワークをつくって推進していきたい、かように考えております。

○砂田委員 いまの点、たいへん重要なことでございます。国民生活センターの目的は総合的であらうし、また、そうあつてしかるべきだと思いますけれども、さつきも、知識提供の対象を三つに分けて御説明になりましたけれども、センターへ何かの目的で情報を提供してもらおうと思つて行く人は、総合的に行くわけじゃなくて、何か一つ

の目的を持って行かれるわけです。ですから、よほど各省との連絡というか、各省の理解を深めておかなければならないと思います。企画庁の特段のひつと御努力をお願いしておきたいと思うのです。

私は、もう一つだけ伺つておきたいと思つたことは、通産、厚生両省からもおいでをいただきましたけれども、各府県がそれぞれ設置をしてきました府県段階の生活センターというものが、だいたいがあつてきました。おそろくこととして三十幾つかあつて、来年は全府県に置かれるのじゃないかと思つた。そこで、各府県の生活センターと政府の間のいろいろな連絡の協議会、勉強会のようなものも御努力を願つておると思うのですけれども、経済企画庁と厚生省、農林省に私伺つておきたいと思つたことは、各府県の生活センターが商品の試験設備を持っています。消費者の依頼を受けて検査をやつて、そこでたとえば、厚生省に伺いますけれども、食品衛生法に違反する、たとえば、許されていない添加物が含まれている食品が府県の生活センターで発見された、あるいは食品衛生法に定められた表示の内容と実際の食品の内容が違つて、そういうものが発見された場合、この事実を府県の生活センターは、その生活センターの中なり、あるいは生活センターの発行しているパンフレット、そういうもののでこれを公表することは差しつかえありませんか。

それから、あわせて通産省に伺いますが、これもひとつ具体的な例をあげましょう。家庭用品品質表示法違反、家庭用品品質表示法で定められた表示をしていない商品、あるいはまた表示と品質が異なる商品が府県の生活センターで発見された場合、この生活センターは、自分の責任でならば、生活センターとしてこれを公表してもよろしいか、厚生省と通産省から、この点を明確にしておいていただきたいと思います。

○監査説明員 ただいまの公表の点でございますが、生活センターの責任において公表することは

差しつかえなかつたと思つております。ただし、たゞいま御指摘のございました食品衛生法に基づく食品の検査につきましては、御存じのように各都道府県の衛生主管部局が所管いたしておられます。特に試験検査につきましては、地方衛生研究所で行ないました試験結果に基づいて、衛生主管部局が行政措置の判断を行なうたてまつてなつております。したがって、食品の検査に關しては、一元的に地方衛生研究所で行なうのが妥当だと考へております。

また、ただいまおっしゃいました表示違反等につきましても、食品衛生監視員、これは衛生部ないし保健所に配置されておりますが、食品衛生監視員が確認をした上で行政措置をするというようにいたしたらよろしいかと思つております。

○砂田委員 確認しておきますけれども、府県の生活センターが自分で持つてゐる試験検査設備で、消費者から依頼を受けてその食品の検査をした、そして食品衛生法に違反する答へが出た。食品衛生法で定めるところの行政処分をするのならば、府県の関係の衛生研究所といふべきか、その衛生研究所であつたため検査をする。あるいは表示の違反であるならば、保健所等にいる食品衛生監視員のところへも持つていって、その判定に基づいて行政的な処分をする。食品衛生法に定められた行政処分をするときには、そういう手続を踏むのが法のたてまつてもある。しかし、その府県の生活センターがそれを公表することとを自分の責任で——自分の責任でということとは、たとえばあとから、その食品のメーカーから裁判その他のような問題を起される、それでも責任を持つて対処できるのだという自信があるときには、それを公表することについては、法律は別にこれをとめてはおりません。そういうことですね。

○監査説明員 いまのおっしゃるとおりでございます。

○長橋説明員 お答え申し上げます。

御指摘の家庭用品品質表示法に關しましては、

同法の第四条におきまして、不適正な表示を行なつた者に対しては、通産大臣が必要な指示をまず行ないまして、それに従わない者に対して、その旨を公表することができるといふ規定がございまして。しかし、この法律の施行事務の一部、県内に所在するその販売業者に關するこの規定の適用事務は、都道府県知事に委任されておるわけでございます。通産省といたしましては、この家庭用品品質表示法の規定に従ひまして、同法の運用を統一的行なうように措置をしておりまして、家庭用品品質表示法に關する都道府県のたとえば生活センターといったようなところのテスト結果につきましては、あらかじめ通産省本省のほうに連絡をもらひまして取り扱ひを決する、かような指導をいたしておる次第でございます。

このようないわば国の委任事務に關連するテスト結果というふうなもの以外の面につきましては、センターの固有のセンターの事務に關しましては、センターの責任と判断において、テスト結果の取り扱ひが決定される筋合いに考へております。

○砂田委員 これももう一べん、企業局の次長に私確認をしておきますけれども、きょうは家庭用品品質表示法だけを例にあげておるわけですが、家庭用品品質表示法のたてまつえからいけば、府県の生活センターが、たとえば衣類なら衣類の検査をやつてみた。家庭用品品質表示法に明らかに違反している、そう思つたときに、法に定められているように通産大臣に公表してもらつて、あるいは府県知事に委譲されておるところによつて、府県知事にそれを公表してもらつてという手続をとるのがたてまつてはないか。ただ、生活センター自身の責任で、生活センターでこれを公表することは別に違反とは言われない、そういうふうに理解していいですか。

○長橋説明員 具体的な法律として家庭用品品質表示法の御指摘がございました。この法律に關連する都道府県ないしその付屬機関のテスト結果につきましては、あらかじめ統一した法の運用とい

うふうな意味合いにおきまして、本省のほうに御連絡をとっていただいた上で措置をいたします。そして、それ以外のものにつきましては、御指摘がございましたように、センターの責任と判断の問題、かようなことでございます。

○砂田委員 もう一べん伺っておきますけれども、法律で定まっているように、通産大臣に措置をしてもよろしいと思えば、通産大臣に措置を求めるのが妥当である。しかし、その生活センターの判断によって、生活センターの責任で公表することは、これは別に阻止しない。指導としては、あげていっていいということを書いておいて、そのほうが無難だからという意味ですね、そういうことでございます。

○長橋説明員 ただいま先生から御指摘のございましたとおり、私もといたしましては了解いたしましたしております。

○砂田委員 経済企画庁もひとつ重大な関心を持っていただきたいと思います。各府県に生活センターがどんどんできてまいりまして、来年はもう全府県にできる。それぞれ熱心に、いろんな消費者がそういう場で活動をしておられる。また府県の担当官も、非常に熱心にこの仕事と取り組んでおられる。そこで、二つの心配が私はあるわけですが。

いま通産省、厚生省からそれぞれ御答弁をいただきましたように、これは経済企画庁も、各府県の消費者行政担当官との連絡会議のようなことをして指導しておられると思います。年に二回ぐらいやっておられると思うのですが、私が二つの心配いたしますのは、あまり生活センターの活動に強い手かせ足かせをはめようとする傾向が、先ほどから私と厚生、通産それぞれの方とお話をしておきます中で使われている、生活センターの責任においてとか、生活センターの判断においてとか、その公表することは、別に法律でこれは禁じてはいないという御答弁がそれぞれあったわけですが、それを公表される場合に、よほどの確

信と準備を持って公表なさらないと、一つ間違えたとんだことになる。どういった商品を検査なさったのか、検査をした当該商品とあとに残さないで公表されると、メーカーのほうから、それに對して何かの法的な反論が行なわれた場合それに對処できないということになります。一つそういう失敗をしないと、全国の都道府県の生活センターがこれまた萎縮してしまふ。ですから、各府県の消費者行政担当官も、こういう意味合いで十分御指導をいただきたい。年に二回ぐらい連絡会議を持っておられることでございますから、この二つの心配は、それぞれちよつと矛盾するようだけれども、よほどうまく府県の生活センターが配慮をしながら動いてくれないと、とんでもないことになってしまいますし、そうかといって、これを萎縮させてしまふようなことは絶対いけない。よほどうまくリードをしていただかなければならない問題だと思ふのです。

この問題は、いづれ当委員会でも消費者保護基本法のアフターケアを、各省の方においでいただいたいたしますから、そのときにまたあらためて、いろいろ法律との関連を伺つてみたいと思ひますけれども、ひとつ政務次官からでも、いまの点をお考えがございましたらお答えをいただきます。

○山口(シ)政府委員 先生の御趣旨のとおりだと存じます。そういう意味で、よく注意をいたします上にも注意をいたしまして、御希望のように実現をさせていただきたいと存じております。御意見をいただきましたら、たいへんありがたうございました。

○砂田委員 終わります。

○松平委員長 武部文君。

○武部委員 私は最初に、生活センターの性格と申しますか目的と申しますか、こういう点で若干ちまたに誤解があるように思ふのです。と申しますのは、これは私、きのう汽車の中で、たまたま週刊誌を読んでおりました。ところが、こ

これは「週刊新潮」の一番新しいやつでした。こ

れはちょっと表現が上品ではないので、うまいが悪いのですが、「物価に「へ」の役に立たず、国民生活センターの存在価値」と、こういう記事が載つていたのです。私はきょうのことがあるもので、それから、非常に関心を持っていたからずっと読んでおつたのです。そうしたら、その課長の、あなたの談話が載つたりいろいろあります。そうして、これから出るであろう例の物価安定政策会議の提言ですね、この内容にも触れてあるのです。物価問題とこの国民生活センターというものの関連ですね。このものについて、あなたのほうからお出しをいただいた法案の要綱なり、あるいは大臣の説明なり法案の補足説明なりというものと、この雑誌の内容は、はつきりいうとかみ合わないのです。ところが、二月二日、総理が首相官邸で行なつた記者会見の内容というのが載つておるのですが、この中に、特に国民生活センターに触れておるのです。そして「この面でも物価を指導していくのが大切な」こういう記者会見をやつておるのです。だから、総理自身が、国民生活センターというものを物価問題の一つの非常に大事な問題として取り上げて、いままでやらなかつた佐藤内閣が、物価問題に非常に力を入れて、生活センターをつくつて物価問題を指導していく、こういう記者会見をやつておりますね。これに大体似ておるようなことを、この「新潮」の記事はいつておるのです。ですから、これを読んでみると、提言がこれからされるであろう野菜の問題とか、豚肉の問題とか酒の価格とかいうものや、タクシーの免許やいろいろなものに触れて、「経済企画庁は、もつと強力な行政指導力を持ち得ないのなら、「物価のお目付け役」などという看板ははずすべきである」というようなことで、これを結んでおるようです。

これはおもしろおかしく書いておる記事のようですが、総理自身が、国民生活センターというものは物価問題だというふうに考えておるとするならば、あなたの方が出しになったこの提案理由の

説明とか補足説明とかいうものと、非常に食い違つてくるように思ふのです。ただ言えることは、あとでちよつと触れますが、このセンターというものに非常に大きな魅力を持つのは、苦情処理あるいは情報の問題ですね。国民としては、いま物価が一番大問題なんですから、それについての苦情なりそうした問題があなたの方のほうに来るだろうし、情報も的確に知らしめてもらいたいだろう。そういう面では、いま私が言ったようなことについて、経済企画庁はどういうふうにお考えか、その点を最初にお伺いしたい。

○矢野政府委員 国民生活センターは、物価の安定そのものを目的にはしてありませんで、この法律にありますように、「国民生活に関する情報の提供及び調査研究」ということになっております。しかし、このことは、一方で物価の安定に役立つことであるというふうに考えております。

と申しますのは、現在物価の上昇の要因というのは、御承知のようにいろいろ複雑であります。これに対する対策としては、もちろん、政府がやらなければならない部分が多岐にわたります。事実であります。しかし、それと同時に、やはり民間の各方面においても、この物価政策の内容を御理解いただくとか、あるいは、むしろそれに自主的に協力していただくとかいう要素も、あわせて非常に大事な問題だと思ひます。ことに物価が安定する、あるいは特に個々の価格の安定という問題には、政府が全部直接介入しておるわけではありませんが、大半のものは自由な価格であります。ただ、ややもすれば自由な価格が、本来の意味で自由に行なわれにくいような仕組みが一方にあることも事実であります。その面でも一つ重要なことは、やはり消費者のサイドからも自由な競争を促進していく、あるいはさらには、物価高の一つの背景になつております構造的なおくれ、こうしたものを近代化していく、この辺にも、消費者の側面的な援助が非常に重要かと思ひます。

たとえば、消費者が商品の品質と価格を十分選択して買ふとか、あるいは店をよく選択する。そ

れにはやはり一方で、こういう生活センターあたりが商品に対する知識を十分提供していく。それによって、消費者が十分選択するような知識及びその行動のしかたを教えていくということも必要かと思ひます。また、単にその商品の末端における価格あるいはその機構だけを見るのではなくて、この商品はどのような生産、流通の仕組みでできているかということも、消費者によく教えていく。そうしますと、こういうところを改善していく。それには、たとえば店を選挙するというようなことも必要でしょう。そうしたことがまた流通の近代化にも結びついていく。

こういうことで、つまりこの国民生活に関する情報の提供といふことも、もちろん国民の不安を解消していくということもありますが、一方で、そういう生活を提供していくことによって、どういった生活が合理的であるか。これは、個々の国民の生活が合理的であると同時に、物価及びそれをめぐるいろいろな機構、それを合理的なものにしていくということ、公正な競争が十分行なわれているようにする、そういう面で消費者がどう生活センターのこの目的に照らしまして一つの役割になるかというように思っております。

○武部委員 そういふ論争をしますと物価論争になつてしまふんですよ。そういうことになつてくると、とても三十分や一時間、二時間では論争できない。ただ、総理が言うように、物価を指導するというところに国民生活センターの目的がある。それは、いま局長おっしゃる通りに、一部にはあるでしょう。しかし、現実問題としても、はつきり総理は、記者会見でそういうふうな述べておられます。そうすると、生活センターができれば、その面を通じて物価問題は解決するのだというふうな空気があるから、こういう記事になつてあらわれてくると思うのです。これは、あなた方から見れば当を得た書き方ではないというふうにも思えるでしょう。私もそう思います。このセン

ターの目的なりこの条文等をずっと見て、ちょっとこれは、言っておることと食い違つておるのです。ただ、国民から見れば、国民消費生活に關しての一番の苦情は何かといへば、これは物価高です。これは問題ないことなんです。間違いないことです。そういう面では、これから国民生活センターの果たす役割りというものは、われわれやあなた方が考へている以上に、あるいは国民、消費者の側から見れば相当大きな期待を持っておると思ふのです。

それから、これはまたあとで論争になると思つておつたのですが、たとえば安定会議が提言をしたことに、厚生省はさつと反対を表明して言いますね。これは業界紙がさつと抜いておるのです。頭から反対。これはちゃんとここに書いてあるんですよ。このことも書いてある。そういう点から私は、物価安定政策会議がこれから提言することが、これからの国民生活センターにどういふふうな関係を持つたろうかということ、ちょっと関心を持っておるのです。

それは別な問題にいたしまして、あした大臣もお見えになるようですから、できればその際に議ることにして、そういうふうな見方を持っておるからこういう記事が出るのです。たまたまきょうは持つてこなかったけれども、ある社説に、それと同じようなことを書いていましたよ。国民生活センターができるというが、日本消費者協会というものがあつた。それに毛の生えたような、あれと同じようなものだという社説を、大きな新聞でしたが、書いていましたよ。私も、大体これと同じようなことを言っているんですよ。いま考えますと考へられますが、そういうふうな面が一部にあつたというところを、お互いに十分考へておかなければならぬ、こう思ひます。

そこで、具体的な問題で私少しお聞きいたしますが、いままでの研究所は、国民生活の実情及び動向に関する基礎的、総合的な調査研究をするというところが目的でつくられておるのですけれども、今度のこの条文を見ますと、基礎的というこ

とが削られておりますね。基礎的ということがなくなつてしまつておる。それはどういふ理由で基礎的なことがなくなつたか。この基礎的なことを全部やめてしまつて、あなたのほうとしては、業務の内容というものは実用研究という点のみに重点を置かれて、基礎的というところを削られたのかどうか、その点はどうでしょう。

○矢野政府委員 御指摘のように現在の国民生活研究所法では、「基礎的かつ総合的」となつておりますが、今度お出ししております国民生活センター法案では、総合的な調査研究、基礎的な調査研究といふことがなくなつておることは御指摘のとおりでありまして、これは特にその基本的な大きく変わつておるということではございませんで、ただ、基礎的と申しますと、何かアカデミックな調査研究という印象が非常に強くはしないか。もちろん国民生活に関する調査研究には、いわゆる基礎的あるいはアカデミックな研究もその背後では必要であります。ただ、あまりそつちのほうの印象が強くなりまして、何かすぐ役立つようなことをしてという印象を与えてはいけません。ですから、考え方としては、なるべくそういう印象を避けて、ここのセンターがやりますという情報の提供とか、こういうものになるべく役立っていくようにする。しかし、その役立つと申しますのも、非常に実用的なものもあるかと思ひますが、もちろんものによつては、かなり基礎的な研究も背後で積み重ねなければならぬものもあるかと思ひます。その点はいままでと決し

より、やはり総合的な研究、この中には基礎的なものも入りますし、実用的なものも入りますが、印象として、やはりあまりアカデミックだという印象を与えることをおそれ取つたわけでございます。

○武部委員 いまおっしゃる通りに、すぐに役立たない印象を与えるという点から、配慮といふまいやうか、考慮されたという気持ちにはわかりますが、現在この三十六名でつかの職員は、そのまま

生活センターに吸収されるというように聞いておるわけですね。いまの三十六名というのは、この「国民生活研究所案内」というものを見ますと、あなたが先ほど述べになつたように、ほとんどこれは基礎的な研究をずっとやつておる。それが目的で設立をされ、きょうまでずっとその業務をやつてきた。その三十六名というのは、今日まで基礎的な学問をずっとやつてきたが研究所にとめておつた。それがこつと二十人ふえて、最終的には百七十人幾らになるそうですが、それじゃ、基礎的な問題もあわせてやるが、表面的には、いまおっしゃつたような当面すぐに役立つ仕事をやるのだというようにしたのだ、こういうふうに理解してよろしうございませう。

○矢野政府委員 もちろんこの国民生活に関する研究は、先ほど申しましたように、ただ当面すぐ役立つばかりでなく、もちろんその背後には、基礎的といふことばが適当かどうか別にしましても、十分その中の原理、原則も追求しなければならぬ面も相当あるかと思ひます。そういうことを全部含めて調査研究をしていくわけでありまして、従来国民生活研究所でやつておりました事は、先生御指摘のように相当基礎的なものもありまして、しかし、一方ででは生活行動、生活意識の調査といふような性格のものもやつております。いままでやりました蓄積を今後進めると同時に、またそれを今後大いに活用して、このセンターの業務に役立っていくようにしていきたいというふうに考へております。

○武部委員 先ほど砂田委員と皆さんとのやりとりを私聞いておつて、センターの自主性というふうな話が出ておりました。あとでまたこのアンケートの点については、お尋ねをいたしますが、この業務の中に「国民生活の改善に関する情報を提供すること」、この場合は、相手は不特定多数ということになりましよう。二番目が「国民生活に関する苦情、問合せ等に対して情報を提供する

○矢野府委員 いま先生御指摘のように、国民生活センターの自主的な運営、活動を尊重してまいりたいと思っております。法律もそういうたてまえでできております。かりにその苦情の中に、あるいは苦情が出ない場合もそうかと思えますが、現在法律で禁止している、たとえば添加物を使ったものがあつたりあるいは不当な表示をしてある。そうしたことによって消費者に被害を与へるとか、あるいは消費者が惑うというようなことがあつてはいけませんので、これは法律の目的に

○武部委員 私はこのことが一番、今度の問題で大事なことだと思うのです。なるほど、非常に抽象的に言われるけれども、たとえば判断が間違つた場合には困る、そうかといつて自主性を侵すといふこともいかにぬ。そうすると、一体だれが最終的な判断を下すかという、あなたの方のおっしゃることを聞いておりますと、これは生活セクターが判断を下す以外にはなさそうですね。ただ、この場合に、あるメーカーのこの品物はインチキで、おかしくて、ごまかしがあるじゃないかと

なぜ私がこんなことを言うかといいますと、この間当委員会で電子レンジが問題になったのですね。電子レンジが問題になったところが、通産省はメーカーの名前を公表しないのですね。どこまでも公表せぬというのです。とうとう電子レンジはメーカーの名前を公表しないままに、この論争は終わってしまったのですけれども、あなた方が、たとえば電子レンジの欠陥、例の高周波を出すやつですね、これがあるじゃないか。六割はあるといふのですから、そのものを工業試験所に

いは十分慎重でなければならぬ。まあそういうことはないと思いますが、いかげんなテストで、これはおかしいというようなことを発表しちゃってかえって混乱を起こさせてもマイナスになると思いますから、そのテストの結果が正しいかどうかというこの判断には慎重でなければならぬ。しかし、それも、テストして白か黒かはつきり出るものもあるかと思ひますし、問題によっては、なかなかその解釈があいまいであり、また、そこまで技術的あるいは疫学的な詰めもまだ、

出ていないような問題も起こるかと思ひます。ですから、そういうことも含めて慎重でなければならぬというところでありまして、そこは、一般的にはなるべく私のほうも、指導すると申しますか、指導といつても、個々のケースといひますより、そういう十分な判断ができるように指導を要請していくということにも、なるべく力を入れてまいりたいと思ひます。

このセンターの業務の中にも、「前各号に掲げる業務に附帯する業務」というのがあります。この中身は、これからいろいろ具体的なプランをつくっていくかなければならぬが、たとえば一つは、こういう仕事に従事する人、これは国民生活センターもそうですが、地方のセンターその他のところでもこういう仕事に従事する人の研修ということも考えております。そうしたことで、そういう判断が適切にできるような指導を要請していくということが重要で、あくまでも技術的な問題で、あとはセンターが独自に判断して、公表するかどうかをきめるべき問題であるというふうに考えます。

○武部委員 私は、いまのはたいへん大事なことです。だと思ふのですがね。いまのお話を聞いておりますと、初めからテストについて疑問を持つような御発言なんです。そういう気持ちはないかもしませんが、テストの結果について初めから疑うような、はたしてそのテストの結果が妥当かどうかというようなことの選択はセンターがするんだというところになりますと、われわれ全員のしろうとだが、工業試験所や何かの専門の方がいろいろやってきたものを、これがほんとうかうかというところはセンターの技術者でない人が選択をするのだ、公表していいものか悪いものかということの判断もするのだというようなことでは、これは私に問題だと思ふのです。

そこで、あなたのほうがおまじめになった「消費者苦情について」、これを私拝見しました。新聞にはだいたいふん出ておまして、いろいろ書いて

おりますが、大体いわれておるところはこれを要約しておるようですが、この中で苦情が一番多かったのは、食料品と答えた者が回答者の九三%を占めておるといふように、あなたのほうではおまじめになつておるようですね。ということは、食料品に対する苦情が非常に多いということなんです。これはもう、高い安いということもさることながら、内容についても相当あるようですね。

これは三ページにありますが、三ページの下のほうに「食料品」と答えた者が最も多く回答者の九三%と書いてある。あと、ざっと私も見たのですけれども、そういう点で、消費者の苦情なり問い合わせについて、あなた方センターからテスト機関——これは国立のテスト機関だと思ふのですが、そういうものに御依頼をされて、それがはね返ってきたならば、それを適切に、一日も早くそうした人に知らせる。まん中のほうで、持ってきたものを、これは知らしたほうがいい、これはちよつと隠しておけ——隠しておけと言ふことばが悪いけれども、そういうことをされるというならば、これは問題なんですよ。その点はどうでしょうかね。これは一番大事な点ですから聞かしてくださいます。

○矢野政府委員 私が先ほど申しましたことにあつては誤解があつたかと思ひますが、そういう權威のあるテスト機関でちゃんと判断が出れば、これはもう問題ないと思ひます。ただ、その權威あるテスト機関でも、いまの技術的な段階、疫学的な段階で、まだそこで判断が必ずしも十分出ない場合のことを申し上げたので、ちゃんと權威あるテスト機関でこうだというのが出れば、それは問題ないと思ひます。それは十分そのまま、生活センターでその内容をもつて公表していくということとは一向差しつかえないと思ひます。

○武部委員 わかりました。その場合は、メーカーなり商品の名前を發表いたしますね。

○矢野政府委員 その内容がたとえば法律違反であるという場合には、それを公表して、消費者に迷惑をかけないようにしなければならぬと思ひ

ます。ただ、法律には違反しないけれども、ちよつと疑いがある、法律には違反しないけれども、どうも国民に害があるのじゃないかろうか、この場合が非常に問題になると思ひます。

御承知のように、経済の発展、技術の進歩によつていろいろ新しい商品が出てまいります。非常に便利なものが出てきておりますが、しかし、反面において危険性もふえてきておりますが、この便益と危険性のかね合ひというのは非常にむずかしい問題だと思ひます。ちよつとでも危険があれば全部禁止するのだといふと、これは一見非常に受け入れやすいような考え方なんです。が、しかし、現実の問題としますと、便益と危険のかね合ひというのは、個々のケースになります。いろいろな問題が出てくると思ひます。先生がいま吸つておられますたばこも、ガンがどうだとか、いろいろ研究もされておりますが、それではたばこを吸うのを禁止するのとかいふと、まだちよつとそこまできにくいと思ひます。自動車でも、現在、個々の交通事故は偶発的なものかと思ひますが、ともかく全国で一日五十人交通事故で死んでおります。非常に危険なものであります。それでは、自動車はすぐそこで禁止するのとかいひましても、なかなかちよつとそこまでするのの切りにくいような事情にあります。これは便益との関係で、そのときの判断は非常にむずかしいものがあると思ひます。しかし、便益だけを追い回さずに、安全性ということをより重視するといふ方向にだんだん持っていく必要があるかと思ひます。これが原則的な考え方ですが、やはり個々のケースによつて、この点はいろいろ考へていかなければならぬ問題が出てくると思ひます。しかし、法律に反する、法律でしつかり明示したものに違反しているといふことがあれば、これは公表に何らためらふ必要はないんじゃないかといふふうに考へております。

○武部委員 あなた、頭がいいから、たばこ自動車であつていいこと逃げられませんでしたけれども、私は食料品やそんなことを言つておるのに、自動車にべんに飛んでしまつたんだが、そういうケースの問題になつてくると、これから起こる問題ですから、確かにむずかしい。たいへん重要な問題を含んでおるが、そういうようなことにはつとめて国民の苦情に沿うような、そういう国民生活センターであつてほしいのです。それを私は希望するから、いろんな圧力があつても、消費者サイドに立つて国民生活センターを設けられたというそういう趣旨に沿つて、できるだけ親切丁寧な苦情なりそういうものにこたえていただかなければならぬ、そういうセンターにぜひなつてほしいといふことがねらいであります。ですから、これから起きる問題は、おそろくセンターができれば皆さんの問題が持ち込まれるでしょう。それについてあなた方がどういふ態度をおとりになるか、これはこれから見なければならぬわけですが、そういう精神でぜひやつていただきたいということになります。

時間がだいたいたちましたから、あと二、三点お伺ひいたします。

この「消費者苦情について」という消費生活モニターのアンケートというのは、私は非常に興味のある調査だと思ふのです。これを見ますと、「苦情処理の窓口へ持つていった」というものが、二つに分けてありますが、四%しかありません。そういう苦情処理の機関に持つていったものが四%しかない。あとはもうあきらめてしまつたり、直接商店に向ひていったというものもあるようですけれども、そういう点から考へると、いまの、地方に置かれておるところのセンターといふものも、案外その効果をあげていないんじゃないだろうか。それなら一生懸命努力はしておられるでしょうし、たとえば東京でできたとか、それから神戸にあるセンターあたりは、これは非常に好評ですよ。たいへんながら利用は、これは非

常に見るに一般的に、モニターから上がってくるのを見るに四%。これは宣伝も足りないでしょう。何か苦情をそこへ持つていけばどういふような回答が出るんだというふうな、PRの面が非常に欠け

ておるといことが原因のようにも思いますが、いずれにしても、苦情がたくさんあつて、困っているにかかわらず、そういう窓口機関というものが利用されていないのが現実の姿なんです。それから、生活センターができて、それを活用しないということになればこれは何にもならぬことなんで、そういう意味では、当初はできるだけそれに力を入れて、金を使つても、センターといふものの存在を国民にPRする。そして、それが地方センターと非常に密接な関係を持つて、地方のセンターを通じて中央のセンターにこれが行つてはね返ってくるんだという点の宣伝といひましようか、PRといふものを相当力を入れてやらなければ、こういうような数字がそう急激にふえるといふことは考えられないのですけれども、そういう点についてはどういふふうにお考えでしょう。

○矢野政府委員 おつしやるように、現在こういうセンター、地方にありますセンター、そのほか消費者団体もいろいろ苦情の受け付けをしてありますが、必ずしも十分に利用されていないような状況であります。これには、一つは、苦情を持つていても、よく新聞等に出ますが、たらい回しにされちゃうとか、これはこじやないんだ、あそこだとか言われてわけがわからなくなつてしまふとか、あるいは持つていても十分な回答が得られなかったとか、あるいはここにもありますように、敷居が高くてどうも入りにくいというふうな、いろいろそういう事情があるかと思ひます。むしろ、それであるからこそ、この国民生活センターをつくつた構想というの、なるべく総合的な窓口にしていきたい。その背後に、先ほども申しましたように、各地方庁あるいは各省と連携し、ネットワークをつくつて、なるべくそこで活発に処理していく。また、気楽に来ていただく。そこで処理していく、そういうものをつくつていく。そのねらいから国民生活センターをつくることにもしたわけでありす。各地方地方だけでありす、なかなか処理しにくい。まだそれ

だけの蓄積もないと思ひますし、あるいは、どうしてもその力が限られますから、これの中核体——形式上は中核体じゃありませんが、実質的には中核体になつて確実に連携をとつていく。そして活発に処理ができれば、また皆さんにも信頼していただけるようになつていく。こういういふ意味の循環をつくり上げていきたいと思つております。

大いにこれはPRもしていきたいと思ひますが、何といひましてもPRだけでもいけませんで、うんと活発に処理し、こへ皆さん喜んで来る、そういう実をあげていくことが非常に重要なことだと思つております。そういう方向にぜひ持つていきたいというふうに考えております。

○武部委員 それから、次は役員の問題ですが、これは「理事五人以内」を置くということになっております。ほかのこういう研究センターといふようなものを見ますと、たとえばアジア研究所あたりは理事が二名です。それで、これは当初から五人にされるのか。「五人以内」になつてから、おそらく五人ということをお考えになつてゐるのでしょうか、それは三十六名をこし二十名ふやして五十六名、来年五十一名ふやして百七名、一番最後の三年目に百六十一名になる。すると、役員がちょっと多過ぎるのではないかと、いろいろな意見があります。五人以内となつてゐるのですが、あなた方としては最初はどういうふうな構想ですか、それが一つ。

それから、同じ役員の中に「運営協議会を置く」ということになつております。この運営協議会は「業務の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じて審議し、又は会長に意見を述べる」。国民生活研究所は、これにかかわるべきものとして評議員会というものがあつたようですが、この評議員会の名簿を見てびっくりしたのですけれども、何と社長が、ここに何人ありますか、五、六十人、もっとあります。全部社長です。それから、あとは県知事が三十人ほど、それ

から事務次官とかなんとかがおられますが、何人おられるか、ちょっと数を数えてみなければわからないほどおられるわけです。それでどういふ評議員会をやつたのか知りませんが、これはたいへんな数なんです。これを三十人にしたということ、この数から見ると前進したと思ひます。この運営協議会というものが、センター業務の運営に關して会長の諮問に應ずるわけですが、大体この構成と申します、運営協議会はどういふ人をもつて充てようと思つておられるのか、その点はどうでしょう。

○矢野政府委員 理事の定数につきましてはここで五人以内となつておりますが、現在の予定といひましては、四十五年度では四名、これは予算的に四名分になつております。それで、いまの予定では、これは今後生活センターの発足後の活動状況とにらみ合わせてまいりますが、必要になりましたら、四十六年度でもう一人あるいはふやすことになるかと思ひますが、この点は、今後のセンターの活動状況によると思ひます。

それで、この理事の数が多過ぎやせぬかというお話ですが、ほかの特殊法人につきましてゐるのケースがあります。この生活センターで予定しております職員の数よりずっと少ない職員でも、もつと理事の数の多いところもありすし、あるいは逆のところもござります。これはその仕事の内容によつていくと思ひます。生活センターの場合には、この業務の内容にもありますように、たとえば苦情処理をしていくとか、あるいは一般的な情報提供をしていくとか、あるいはこの調査研究であるとか、あるいは情報を収集し、それを管理していく。あるいはデータベースのようないろいろ連つた種類のものをかえておきますので、そのそれぞれを統括していくのに五名程度の理事は必要でないかというふうに考えております。それに、御承知のようにこれは関係するところも非常に多いものでして、この点からもなるべくネットワークをつくり、各方面と協力のもとに

運営していくというそういう観点からも、まあこの程度の理事の数は最低必要ではないかというふうにかえておつたわけでありす。

それから、運営協議会でありすが、いまお話しした生活研究所の評議員、これは生活研究所の場合には、私はそのときのくわしいことは知りませんが、民間からの出資を仰いでおります。その関係で、この評議員が、社長が何名と申されましたか、そういう関係で非常に多くなつてゐるのじやなからうかと思ひます。しかし、今度の生活センターは全部政府出資でありまして、民間からは一文も出資は仰ぎませんから、そういう性格のものは必要ないわけでありす。

今度の運営協議会は、ここにも書いてござりますように、「学識経験を有する者並びに関係行政機関の職員及び地方公共団体の長」ということになつておりますが、先ほどもちょっと申しましたように、関係する省庁が非常に多い。少なくとも十五くらいになるかと思ひますが、そういうところの職員、それから、地方の生活センターの事実上の中核となつていく必要もありすので、地方公共団体の長、しかし、これは四十六都道府県全部というわけにまいりませんから、その代表的な方あるいは入れるということになるのではないかと思ひます。それから、学識経験を有する者の中には、やはり消費者団体との連携が非常に重要になりますので、こうした人たちがかなり多く予定されざるを得ないというふうに思ひます。

もちろんその反面で、また産業界も一緒にこういう問題を考へていただくというところで、一般産業界あるいは労働界といふところの人も入つていただくことになるかと思ひますが、やはり学識経験者という場合には、このセンターの性格からいひまして、消費者代表と申しますか、消費者団体、そういうところに関連の深い方に相当多くお願いしなければならぬということになるかと思ひます。

○武部委員 説明、わかりましたが、いまの運営協議会ですが、これは、前の評議員会とは内容が

異なるようですから、けっこうなことだと思つたのですが、いまお聞きしておりますと、十五省庁の代表が入らなければならぬし、センターの代表も入れるだろう、消費者代表もかなり入れるだろうというが、入らないですよ、三十しかないのですから。そのうちの半分は省庁が入ってきて、あとセンターが入ってきて、あと地方といつたら、何人も入ってこれない。ほんのわずかしかない。私どもの希望としては——消費者団体というのは、非常に選り方がむずかしいといふことはよくわかるのです、いろいろな利害が対立したところもありますから。しかし、そうはいつても、やはりこういう国民生活センターなんです、消費者の代表といふものは、相当数を入れるように配慮してもらわなければならぬ。十五省庁とおっしゃったが、三十のうち半分ぐらゐは必要でしよう、公取とか、農林省とか入るから。しかし、あそこも入れた、どこも入れなければ、科学技術庁や法務省も入れなければならぬとか、そんなことではないんで、そういう点は十分配慮して、消費者代表が入るような方法で運営をやっていたきたいという希望を持っております。

時間が来ましたが終わりますが、いずれにしても、きょういろいろ聞いてみますと、これから発足するわけでして、仕事もどの程度くるか、どんな内容のものがくるかという点も、まことにいまのところ予測もつきかねるのですが、私どもから見て、皆さんがおりになったアンケートを一つと見て、このセンターに対する期待というものは相当大きいものがある。また、われわれが今日まで保護基本法をやつてきたアフターケアの面からいって、これは非常に重要な内容を含んでおるわけですから、それだけ注文もたくさんあるわけですが、先ほども申し上げたように、消費者が苦情なりあるいは申し出をした場合に、それが即刻正しくはね返ってくるというものでなければ、そこに手が入ったり、操作されたりするようなことであつてはならぬ。そのために企画庁が物価のお目付け役として、あるいは消費者保護の立場から官

庁としての任務を果たしていただかなければならぬのです。きょう、あなたの方のテストの問題について、砂田君のほうから質問がありました。ところが、テストの専門機関を設ける気持はないとおっしゃった。確かに発足当時はそういうこともあるでしょう。しかし、本来国がやるべきものとするならば、少なくともテスト機関というものを並立させて、簡単なものは即刻センターでテストができて、すぐそれがね返っていく。あそこへ持つていく、ここへ持つていくというような時間的なロスをやめて、即刻センターでできるような——たとえば神戸あたりは現実にやっております。それから灘の生協あたりは、自分のところのものと設けてやっております。そういう程度のものでもあつてはいけません、少なくともある程度のテスト機関というものは、将来センターが持つていく。そういうものに金をつぎ込むくらいなことは、私は必要だと思つたのです。ぜひそういうことをやっていたきたい。

それから、私どもが議論をした中で一番問題だったのは、公開の原則です。あなたの方が御承知になったテスト結果を、どのようにこれを公表するかということが、私どもとしては一番議論になりました。大体のことはわかりましたから、その精神でぜひやっていただきたい。公表できるものはほとんど公表をする。法律に違反したものはあくまでも公表をするという立場はとっていたいたかなければなりません。

最後に、政務次官にお願いをしたいのですが、先ほど聞いておりますと、高輪に建物をお建てになる、相当大きなものだということも聞いておるのです。そうなつてくると、職員の数も最終的には百五十六名ですが、その程度になるそうですが、運営については、ぜひ天下りというふうなことがないように——天下りとか横すべりとかいふことがよくありますから、そういうことのないように、専門的な人が役員になられて、ほんとうに消費者保護の立場から生活センターを運営してい

ただかなければならぬ。そういう意味で私は理事の数のことも言ったのですが、評議員会や理事の名など見て、いろいろこの人たちの経歴を聞きましたが、これが横すべりしたり、天下りしたりするようなどでは国民の期待にそぐわないと思つたので、十分人選についても、運営についても配慮をしていただきたい。このことを最後にお願ひしたいと思ひます。

○山口(シ)政府委員 たいへん貴重な御意見をたくさんいただいて、まことにありがたかつたと思ひております。また、先生の御意見の中に幾つか、たいへん国民生活センターの精神としなければならぬ点が出てきております。それはこの国民生活センターの趣旨の中に盛り込まれておるとは存じますけれども、より以上、私たちはその面の実現をはからなければならぬと存じます。と同時に、この国民生活センターは、自主的な運営といふことも精神の一つに相なつております。そのために、中で働く人々も、よりよき人を選考しなければならぬといふことも、局長の発言の中にあつたことと存じますので、先生の御意見は貴重と存じます。と同時に、こちらその面に極力努力したいと思ひます。たいへんありがたうございまして。

○武部委員 私、これで終わります。

○松平委員長 渡部通子君。

○渡部(通)委員 このセンターの法案の趣旨については、私どもたいへんけっこうだと存じておりますが、その内容が、いまもたくさん質問にございまして、消費者にとって気になること、あるいはたいへん期待をいたしておる事項、こういった点からほんとうに役立つものにしていただきたい、こういう気持ちでたいへん強いわけでございます。私も基本的なものについて、疑問を二、三伺いたいと思つておりましたが、ほとんど武部先生や砂田先生の御発言になりましたものについて、簡単にまたお伺ひをしたいと思ひます。

やはり一番疑問に思つたのは、消費テストについて触れられていないという、その一点でございます。矢野局長からはいろいろ御答弁がございましたが、経済企画庁として政務次官、どのような考えになつていらっしゃるのか、どうしておやりにならないのか、また、将来やる方向はお考えにならないのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○山口(シ)政府委員 確かに先生の御意見は、貴重だと思ひて存じておりますが、いまのところでは、各官庁に専門的にテストをする機関がございまして、それを通して、そして中央の国民生活センターでよりよくそれを整理いたしまして、消費者に流していきたくと思ひております。

○渡部(通)委員 将来についての御答弁はいたできなかったわけですが、テストの必要性をいいますら、私がここで申し上げるまでもございせんが、先ほど武部先生からもお話がありましたように、当然各機関に委託をなさると思ひますけれども、そうしますと、この間の電子レンジ、それから古い話ですが、ジャムのときのようなど、たいへん不明朗な回答ではね返つてくる——私たちが聞くところによると、通産省との問題も何かと耳にするわけでございまして、こういう場合に、いままでも議論されましたけれども、どうか業者サイドでなくて、消費者サイドに立つての行政を行なつたいただきたいし、そういう立場に立つた生活センターであつてほしい、これだけは強力にお願いすると同時に、また将来、テスト機関というものは当然持つていただきたい、こう思つたわけでございまして。この独立した權威のあるテスト機関のないセンターというものは、やはりどこかへ流されてしまふような、そういう危惧を抱くものでございまして、また地方のセンターは、それぞれ簡素ながら持つていたわけでございますから、そういうものを連携指導を行なつていく上にも、ぜひテスト機関を持つてほしい、要望になつてしまひますけれども、お願いを

いたします。

○山口(シ)政府委員 確かにそれが私たちの理想でございまして、その目標には前進したいとは考えておりますが、御承知のように、この機関の内容を充実させるには、先ほどちょっと私が漏らしましたように、各国にもまだ充実したものが無いというような状態でございますが、そういう意味で相当膨大な予算もかかりまして、いろいろな意味で、いまの時点では局長が申し上げた程度のことのお答えしかできませんが、行き届かない点は、局長のほうからまたお答え申し上げることにいたします。

○矢野政府委員 この国民生活センターの目的にありますが、国民にいろいろな情報、知識を提供していく、その場合に、テストの結果に基づいてやっていかなければならないものが非常に多々あると思います。ですから、その点は、この目的を達成するために必要ないろいろな仕事をやりたいと思っております。

ただ、テストそのものが決して目的じゃありませんので、この目的を達するためにどういうふうにしたら一番効果があるか、もしどうしても生活センターで専門にテスト施設を持たなければいけないということがあるとすれば、これもその目的を達成するためにやらなければならぬかと思ひます。しかし、この目的を達するためにセンターがテスト機関を持つことは、決してセンターの目的ではありませんで、センターはいろいろな情報を集め、その情報の中では、一般的な情報もありまして、試験の結果、テストの結果、いろいろなものがありますが、そういうものを集めて、それを提供していくというものであります。その場合に、いろいろな専門のテスト機関がありまして、それを活用していく。それが十分技術的にも信頼の置けるようなものになって、いまま、すでにそういうものがありますから、いろいろな商品もふえてまいりますから、もつとそれを拡充していくという必要が起ると思ひます。その場合に、ばらばらにあちこちつくるのがいい

のか、なるべく既存のものを活用していくのがいいのか、ここにはいろいろな問題があるかと存じます。現在の考え方では、あちこちつくるよりは、すでにある専門のテスト機関、これを活用していくことがやはり中心だと思ひます。ただ、あまり簡単なものを一々持つていっても、それが非常に煩雑なことになれば、ちょっとしたものでないはずが必要があるのは起るかと思ひますが、これはあくまでも中心的な仕事でありまして、やはり専門の機関を大いに活用していくこと、それが、このセンターの仕事を活発に処理していくために必要じゃないかと思ひております。

○有島委員 関連いたしました……。

センターがテスト機関を持つ、持たない、これは局長のおっしゃったとおりで、必ずしも本質的な問題じゃないと思ひます。それで、いま全国にいろいろなテスト機関があるが、さしたって大体幾つくらい、どういうテスト機関と関連をお持ちになる予定なのであるか。そのリストはできておりますでしょうか。

○矢野政府委員 現在幾つくらい、どんなのがあるか、申しわけありませんが、私もまだ承知しておりません。それで現在、通産省の工業品検査所、厚生省の衛生試験所とかセンター的なものもありまして、そのほかにも、それぞれの商品によつていろいろな機関があると思ひます。この点は、今後生活センターが、この法律が通つて発足するにあたりまして、あるいは発足する前の準備といたしまして、これはテスト機関だけに限りませんで、どういう問題は、どこが一番効率的にやっているか、正確にやっているか、一番能力よくやっているか、公正妥当にやっているか、どこが一番力を持っているか、そういういろいろな情報を集めるのが、まず最初の仕事だと思ひます。こういうテストだつたらどこに問い合わせるのが一番いいか、こういうことを積み重ねていきたいと思ひます。これはセンターの発足前の準備から始

めていかなければならぬというふうに思ひております。

○有島委員 ただいまの局長のお話で、どのくらいテスト機関があつて、それがどういふものが得意であるのか、それは各大学にもみな試験所がございますし、そういうものを、センターが発足し始めてから情報を徴し出すのか。あるいは経済企画庁としても、もう現在までそういったことは、当然資料としてお集めになっておいてなるのではないかとと思ひますが、そういう資料の御提出をいただけるでしょうか。

○矢野政府委員 ある程度は承知しておりますが、まだ全部はわかつておりませんので、これは後ほど御提出いたします。

それから、その前に申された点、先ほど私も申し上げましたが、センターがすべて発足してから、発足しなければできないこともありますが、この法律が通りましたら、準備期間もありませんから、その段階で経済企画庁としても、センターが発足したら、なるべく早く仕事がでるだけの準備はあらかじめしたいと思ひております。

○渡部(通)委員 委員長に、この資料の提出をお願いしたいと思ひます。

○松平委員長 わかりました。

○渡部(通)委員 次に、予算の件についてちょっと伺いたいと思ひます。

センターの費用はかなり必要だと思ひますが、ほとんど交付金ということでございしますが、交付金という性格、内容、金額等について御説明いただきたいと思ひます。

○矢野政府委員 四十五年度の予算におきましては、この国民生活センター法が通りますと十月一日を予定しておりますので、半年度分は、現在の国民生活研究所の予算になつております。それは、あとセンターの予算といたしましては、一つは出資金、これは建物の一部分になります。これが二億円、これは、もうこの法律に書いてございしますが、それと土地の現物出資、これは後ほど

評価委員が評価いたしますが、これが現物出資になります。それから運営の費用といたしましては、半年度分ですが、八千万円予定しております。しかし、これは先ほど申しましたように、年度の途中から発足するということ、それから発足しましても、人員も少なく、その日からというわけにはまいりませんので、漸次拡充してまいります。

それから、四十五年度で全部がで上がるものではございせんので、この費用は漸次拡大してまいります。もちろん、建物に対する出資もあとで追加していく。この法律の条文でも追加出資ができることになっておりますが、してまいります。それから、運営費は、先ほど申しましたように金額交付金であります。これはどのくらいになりまして、活動の状況、人員の拡充にもよりまして、われわれの大ざっぱな腹づもりでは、一通りの形ができました場合には、おそらく年間の運営費も七、八億円くらいになるのではなからうかと思ひておりますが、今後発展のぐあいによつて必要な経費は、よく財政当局とも打ち合わせて確保してまいりたいというふうに思ひております。

○渡部(通)委員 今度民間の出資をやめましたですね。それを特に国民生活研究所との相違において御説明願ひたいことと、それから、交付金という性格上、法文の中にそれに関する規定を入れたほうがよろしいんではないかという意見は、いかがですか。

○矢野政府委員 民間からの出資を仰がない、この点が現在の国民生活研究所と違ふことは、御指摘のとおりでございします。国民生活研究所の場合には、調査研究が主体でありますので、民間から出資を受けたから調査研究がどうだというようなことも、比較的起ることが少ないかと思ひますが、今度の生活センターは、先ほどから申し上げておりますような目的を持っておりまして、一般の消費者を中心にして、一般の国民からのイ

メージになるべく合致する、そのためには——実際に民間から資金を受けたからとどうだということには、かりに受けたとしても、そういうことにはならないように思うのですが、しかし、そういうイメージからいきましても、どうも不適当であると思ひますので、これを全部政府の出資で、公正な立場でやっていくという考え方に基いておられます。

それから、交付金につきましては、ここに明記はしてありませんが、最近の立法例では、交付金でやるものにつきましては明記しなくては通常であります。明記しないからといって、この基礎が薄弱だということにはなりません。これは年々予算で確保してまいりますので明記しない、その通例にのっとただけのことです。

○渡部(通)委員 実際の利用面については、先ほども武部先生から御指摘はございましたが、この消費者の利用率は四割ということで、それに対して、企画庁としても各都道府県に対して、一般消費者に強くPRするよう呼びかける方針——これは読売新聞の記事でございましたけれども、そのPR不足というものを、私たち各都道府県のいままでの消費者センター——現に神戸市などが一番先駆といわれておりますけれども、私も神戸に暮らした経験からしても、そのPR不足というものは非常に感じてまいりました。その窓口を周知させる方法として、具体的にどういってお考えをお持ちでございますか。その出張所をつくって窓口をふやす意思とか、あるいは一定のモデル地域を一定期間つくって、そこで一つのモデルをつくり上げてみるというようなこともおもしろい方法だと私は存じますけれども、そういう点で、具体的なPRの窓口を周知させるという方法をお持ちでしたら、局長と、それから政務次官にもぜひ、これは女性にもたいへん関心のある問題としてお願いをしたいと思ひます。

○山口(シ)政府委員 私の考えですと、今回国民生活センターの法律が通るといふと、これがやはり全国民の皆さま方に強力なPRになるのではない

いかと思ひます。これがきっかけで、各地方自治体の協力によって逐次設置されつつありますところの消費生活センターもPRされていくのではないかと存じます。この国民生活センターの法律の内容をごらんになっていただきますと、その啓発——いわゆる業務の部門で、どういう形で国民の皆さま方に啓発していくかという点について、ちよつとお答えを申し上げておきます。

まずテレビ、ラジオ、これらを三十分あるいは十五分ぐらゐ、対談、座談会、またはテーマをつくって一つの劇にしてもよろしいと思ひますが、こういうもので、特に消費者の——対象として主婦の奥さま方ですね、主婦に見ていただけるような時間を選んでやってみたいと思ひております。そうして、その対談、座談会には消費者の方々にも加わっていただき、そうして自覚を持っていただきたい、こんなようなことも考えております。

それからテレホン相談、即座に、電話一本で苦情もおつしやつていただきたいし、またお答えもできるような準備もしていきたいと思ひております。

その他のいろいろと業務上のPRの問題を考えておりますけれども、現在、県の場合でございますが、パンフレット、テレビ、ラジオ、これももちろん実行しておりますけれども、地方事務所に店をこしらえて、そこで受け付けておるような体制のところもございまして、これは埼玉県で行なわれております。それから、特に婦人団体との連携を密にいたしまして、PRにつとめております。

それから兵庫県では、これは初めて聞きましてけれども、中央の機関に、婦人団体の方をバスに乗せて啓発に連れてきて、いわゆる社会教育みたいなものだろうと存じますが、やつておりますケースもございまして。

まあいろいろと展示会もいたしておりますし、出版物も出してありますこととございまして、活動は非常に活発にやっておりますようでございますが、おそらくまだ徹底しない点もあるのでござい

まいしょうから、こういう点をよりよく拡大をしていくことが必要であらうと考えております。

○渡部(通)委員 いま現状のお話を伺いました。国会を通つたということが一つのPRになる——これは主婦にとってはあまりPRにはならないように私は思ひますもので、ひとつテレビとかテレホン相談とか、いまおつしやつたようなPRを進めていただきたいし、どうか窓口がもう少し親しめるような、そういう窓口自身の行政の取り扱い等についても、これ自身が一つの大きなコミのPRになると思ひますので、いすれ——それこそ苦情を持ち込みたいようなお方たちにとっては、非常に活字には縁遠いお方が多いわけでは、また、テレビもないというような立場の人にもたつきんおりますもので、どうか窓口の事務が一つのPRになつて伝つていくような、そういうふうな行政指導をむしろ強化をしていただきたい、私はこれをお願いするわけですが。

○山口(シ)政府委員 先生の御意見、そのとおりだと思います。それで、たとえてみますと、いま先生のお持ちの週刊誌の切り抜きでございますが、そういうものも、国民生活センターに対する一つの意見として盛り上げてきて——これは誤った報道もされていまして、一応報道の中に大衆の関心が集まってくるということがPRの原則でございまして、こういうものが幾らか役に立っていくと思ひます。ただし、間違つた報道はいけなないので、これから私たちの努力で訂正もしていかなければならないと考えております。

それから、ただいま非常に活字に縁遠い主婦の方々の御意見が出ておりましたが、それは私もそう考えておりますので、今回この国民生活センターの業務の中には、できるだけ目で、耳で啓発されていく方向に、そして——一々投書をした

り、あるいはどこかの窓口を持っていきたいのか、どこのお役所に相談に行きたいかわからない方が、実際に多いのです。そこで、国民生活センターに持つていけばすべてが受け入れられる

という考え方であります。精神はそういうことでございまして。と同時に、曜日を含めまして、子供さんの問題、たとえてみれば教育の問題から法律的な問題、借地、借家の問題もお受けできるように、そこに嘱託を置いて、中央の国民生活センター等から地方の皆さま方が縁遠いという印象を遠のけますために、そういうような考え方をもちて前進していきたいと思ひておりますので、どうぞよろしく御協力をお願いいたします。

○有島委員 関連。ただいまの苦情の受け入れ場所でございますが、国民から直接センターに来る場合もたくさんあるでしようけれども、いま政務次官からお話があった、どこへ持つていったらいいかわからないということとあらば、どこへ持つていっても、そこからちゃんとセンターにつないでくださるということが大切じゃないか。たとえばアイロンの問題も、保健所というところにつないでいっても、そこからすぐにセンターにつないでくれるように、そういうことが大切なんじゃないか。極端なことを言つと、交番に持つていってもちゃんとつないでくれる。そういうような国民に対する直接のPRと同時に、国民と接触のある各場所には全部そこに行き渡るように、そういう措置が大事じゃないか、このように思ひます。

○山口(シ)政府委員 先生の御意見のとおりだと思ひますけれども、交番に持つていったものを中央の国民生活センターに、あるいは地方の消費者生活センターにというようなことは、技術的なかなが複雑になつてきますし、むしろかしこころですけれども、国民全体に、地方自治体には消費生活センターがあります、あるいは中央には国民生活センターがあります、これは常に綿密なるいわゆるネットワークの中に運営されておりますので、御便宜をはからいますというPRが大切で、どこへ持つていっても、それが直接中央の国民生活センターにパイプがつながつて流れてくるということ、技術的にはとてもできないこととございまして。それは逆に複雑になつてまいりま

す。でございますから、私どもの考え方はそういう考え方でおります。そこで、警察に持つていったらいいか、これはどこへ持つていったらいいかというものは、みな消費生活センターあるいは国民生活センターにお持ちくださいという方向で行きたいと存じております。

ありがとうございました。

○渡部(通)委員 時間がありませんのもう一点。

各省庁との類似業務あるいは地方の都道府県等のセンターの業務との関係性についてでございますが、行政上で相違点やあるいはトラブル等が万一出たような場合にどういう処置をおとりになるか、そういった法的拘束力はないと思うのですが、その点はどうなんでしょうか。

○矢野政府委員 各省あるいは各地方でも、もちろん類似の業務をやっておりますので、この点は、なるべく各省、各地方にこういう仕事をやっていていただきたいと思います。

たびたび申し上げるようですが、国民の側からは、どの問題がどこなのか、なかなかわからない場合も多いですから、その点は総合的案内所と申しますか、そこへ来て——そこで地方のセンターなりを通ずる場合が非常に多いと思いますが、来ていただければ、そこで一応回答をしますが、その場合に、その場でじかに回答できるものと、おそれできないものもあるかと思ひます。どんな問題が持ち込まれるかわかりませんが、しかし、この点もだんだん蓄積していきますと、苦情、問い合わせも、大半は類似のものが前にあったということが多いかと思ひますから、これが蓄積し、活発に動いていきますと、そこでだけ処理できるものがだんだん多くなっていくと思ひます。

しかし、それにしても、そこだけでできない場合も起こりますから、そういう点は類似の仕事、あるいは専門的にやっておりますところへ、原則としてはセンターのほうでそれぞれ問い合わせて回答する。しかし、問題の性質によっては、それでは不十分な場合もあります。あるいは法律的に

いて、それでは不適切な場合もあります。たとえば行政苦情の場合にはある期限があります。その期限を越しますと苦情として成立しなくなりましますから、生活センターで適当にやっていたとしても、期限が切れてしまふ場合があります。そういう場合には、ちゃんと正規の窓口に行かなければなりませんから、そういった点は、これはこういう性質のものだからどこへ行きなさい——その場合にも、方針として、どこどこへ行きなさいというところではなくて、なるべくこちらからその機関に連絡をして、だれそのところに行きなさい、行けばちゃんと通じてあるからというところまで、できればやっていきたいと思っております。

いずれにしても、こういういろいろな類似の機関とのネットワーク、連携、どういふ問題をどこと連携していったらいいか。これは先ほどもちょっと申し上げましたが、センターが発足してから、あるいはする前の準備期間でも、なるべくそういうデータも持つておきまして、問い合わせがいろいろ込んできましたら、これをどこへ持つていったらいいか、そういう下準備、下調査及びそのことの連携をとっていく、こういう手はずを十分整えて、協力しながらやっていくということにしたいと思ひます。

○渡部(通)委員 いまの御答弁でわかりましたけれども、しかし、現実問題としては、経済企画庁というところが自主的にかなり大きな実力をお持ちだかないと、その辺はうまくいかないと思ひますので、どうかその点は、各省庁間とのトラブル等に対しては、あくまでも消費者サイドで経済企画庁としての本領を発揮していただきたい。

最後に一点要望は、先ほど問題になりました物価対策の上にぜひ貢献をしていただきたい。安定という意味においてはできるといふ局長のお答えが先ほどございましたもので、私たちの望むのはやはりそこに一番集約されると思ひますので、物価安定の上にセンターの活動がたいへん有効であ

る、ぜひこういう方向を目標していただきたい。

これで終わらせていただきます。

○松平委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 先ほど答弁を拝聴しておりますが、このセンターは税金の相談であるのですか。

○矢野政府委員 何が出てくるかわからないものとして、たとえばそういったことも来るかと思ひます。しかし、おそらく税金の場合には、いろいろ技術的な問題もあるかと思ひますから——この場合にも、ある程度のところはこのセンターで答えることもできるかと思ひますが、しかし、大半は、どこへ行きなさい。その場合には、先ほど申しましたように、こういう相談が来たからと、センターのほうから専門のところに連絡をして、ただ行きなさいということだけでなくて、連携をとるといふようなことは考えていきたいと思ひます。

ただ、先ほどちょっと、業務の対象は何かという御質問もありまして、お答えいたしました。が、実際その範囲は、必ずしもそう明確ではありません。結婚相談まではどうだろうかというようになことでございます。

○和田(耕)委員 それは非常にけっこうなことだと思つてお聞きをしたのですけれども、お金を借りた、そのお金をどこで借りたらいいかということもずいぶんあると思ひますが、こういうことも相談にのりますか。

○矢野政府委員 これは、こういう性質の金であればいま借りられる方法があるかどうか、あるいは、借りられる方法があるとするばどういふ条件が必要であるか、あるいは、どこへ行つたらいいかというようなことは、ここで扱うと思ひます。

○和田(耕)委員 そうなりますと、政治家の生活相談の非常なライバルみたいになつたりすることもあると思ひますけれども、たいへんけっこうだと思ひます。ただ、私はいろいろな質疑を通じて

感じますことは、このセンターの仕事が、地方各府県にもあるし、他のいろいろな機関もあるし、そういう機関に対して情報を提供するということが中心になるのか、あるいは直接窓口で雑多な問題を受け付けて、それを処理することが中心になるのか、どのようなお見込みですか。

○矢野政府委員 現在の法案の業務のところでは、先ほど申しましたように、情報の提供に三つの種類がある。不特定多数の国民に対して、一般的にテレビ、ラジオ等を通じて情報を提供する。それから二番目に、その窓口へ来た特定の個人の苦情、問い合わせに対して情報を提供する。三番目が、まさに地方のセンターなりにこちらが情報を提供することでありまして、もちろんこの国民生活センターにも、直接、苦情の問い合わせを気楽にしていただけのようなものにしていきたいと思つております。

しかし、何といひましても東京にありまして、全国からここへおいでになるということとは事実上たいへんでしょうし、もちろん手紙や電話もくるかと思ひますけれども、それでも限られると思ひます。ですから、中心はやはり、いま先生がおっしゃいましたもう一つのほう、つまり地方の生活センターの事実上の中核体になっていくというほうが、実際には中心になるのじゃないかろうかと思つております。また、そのほうが効率的じゃないかと思ひます。何といひましても生活の問題は、なるべくその地方、地方の国民に密着したところが窓口にならなければ、ただそれだけばらばらですと、なかなか活発に処理できないというところもありますから、それを中央と結びつけてまいりますと、いろいろな情報もそれだけ集積がもつと大きく広くなりますし、将来の構想としては、電子計算機でもつてオンラインに結びつけていきますと、地方の窓口に来たものがすぐ中央を通じてはね返つていく、こういったような仕事がおそらく現実問題としては一番重要な仕事になるのじゃないかと思つております。

○和田(耕)委員 そういふ質問をしましたのは、

先ほど局長から、人の配置と申しますか、どうい
う人を職員に選ぶかということが、このセンター
の成否をきめる非常に重要なかぎだというお話が
あった。そのために慎重に、三カ年計画をもって
これを完成していくのだというお話だったのです
けれども、そのことと関連して、つまり毎日毎日
の窓口業務を中心にするのだという場合と、地方
のそういう同種の機関に対する指導、あるいは情
報提供のサービス、あるいは統一化というような
ことをやるのかによって、職員の配置というもの
は非常に変わってきますね。そういう問題もある
ので、そういう問題についてはあらかじめ見当を
つけておかれないと、職員の選任という問題は非
常に大事な問題であると思うが、それが間違つて
くるという感じがするわけですが、それでも、それ
で、いまの最後に御答弁になったような、どっち
かといえば全国的な相談が正しく統一されるよう
な方向を重視していきたい、というふうに了解し
ていいですか。

○矢野政府委員 もちろん、この法律にありますが
業務内容すべて重要なものでありますので、それ
ぞれのルートを通じて、それぞれの内容を十分充
実にしていきたいと思いますが、現実問題として
は、このセンターの職員といえども限界があ
りますし、そこで全国のもの全部その窓口で受
け付けるというところは、また、来られる方のほ
うからいってなかなかそうはいかない面も多いと
思いますから、現実の問題としては地方の生活セ
ンター——これはたびたび申しますが、機構上は
別に下部機構ではございませんが、事実上は、そ
この中核体としての活動が、実際の運営上の一番
重要な問題になっていくんじゃないかというふう
に考えております。

○和田(耕)委員 そこで、現在国民生活研究所で
すが、この発展的な解消をはかっていくという
ことで、三十六名を今年じゅうに二十名ふやすと
いう、これは大体予定はそうですか。
それから、その三年間の人員拡充の予定ができ
ておりましたら……。

○矢野政府委員 現在国会に提出しております予
算案では、本年度じゅうに二十名増員していくと
いうことになっております。
それで、あと三年計画と申しますが、もちろん
三年計画が固定しておるものじゃございません。
なるべく早く拡充していくつもりであり、またそ
の目安がつけば、あるいは二年でやっていくとい
うことも考えられますが、何にしてもすぐ一べん
にはまいりませんので、とりあえずの最終的な形
としましては、四十六年百七名、四十七年度で百
六十一名にするという考え方であります。しかし、
これはもちろん、発足してからあとの活動状況
によって、できればそれを短縮していくことも考
えられるわけでありまして。

○和田(耕)委員 それでは、この職員の採用ですけ
れども、この仕事はすぐ何名採るといふわけにい
かね。かなり業務の内容を知っている人で、そし
てそれを処理できる人となりますと、二十名ある
いは五十名といつても、これに適當な人を選ぶと
いうことは非常に困難だという感じがするのです
が、たとえばセンターの中の構成ですけれども、
この人員の配置はどのようにする御計画です
か。

○矢野政府委員 まだこれはほんの素案でありま
すが、この業務の内容にも照らしまして、現在の
予定では幾つかの部をつくりまして、たとえば一
つは総務部、これは全般的にいろいろ会計とかそ
ういったことをやるわけでありまして、そのほか
に、苦情を処理していく苦情業務をやる部とか、あ
るいは一般的に情報を提供していくためのいわば
生活情報部と申しますか、テレビ、ラジオを通じ
ていろいろPRしていく、知識を提供していく、そ
ういふ仕事をやる部とか、それから、現在の国民
生活研究所でやっております、またこの法案の目
的にもあります調査研究をやる部とか、それから、
これも業務の内容にございまして、国民生活に関
するいろいろな情報を収集し、いわゆるデータバ
ンクのようなものをつくつてみたいと思つており
ますが、そうしたことをやる、かりに申せば情報

管理部——いまのところ一つの家ですが、五つば
かりの部をつくっていく。そこでの人員は、これ
もまだ、いまからきめるわけにもまいりません
が、大体この仕事の内容に応じ、そこへ人を張
りつけていきたいというふうに思つておりま
す。

○和田(耕)委員 いま申し上げたとおり、こうい
う総務部みたいな仕事は——あるいは研究所の仕
事も現に要員がおりと思ひますけれども、生活情
報、苦情等の問題を即時にきめていくということ
になると、これが中心の仕事になっていく。この
人を獲得していくことが今後非常に重要だとい
うことになる、先ほど申し上げたように、ただ新
卒を採って、あるいは二カ月、三カ月の訓練でこ
れを充てるというわけにもいかない仕事なわけだ
し、と同時に、各省との関係がありますね。砂田
君が先ほどお話しになったような問題、これは実
際運営の問題としては非常に重要な問題になる。
そういうことで、各省の現にこういう問題に当
たつてきたわりあい年配の役人さんやこういうと
ころに回して、これは天下りでも何でもないと
いうのが、そういう計画がありますかどうかです
か。

○矢野政府委員 先生御指摘のように、実際にこ
のセンターの仕事にあさわしい人を集めるとい
うのは、この法律が通りましてからあとの最大の課
題だと思つております。このセンターが活動し、
活発に発展していくためには、いろいろな問題が
あるかと思ひますが、一番中心は何といつても人
だと思ひます。ですから、なるべくあさわしい人
間を集めていきたいと思つております。

その場合の選考の範囲と申しますか、どこから
集めてくるか、これは決していま限定しておりま
せん。もちろん、ある程度は、新しく学校を出る
人を育てていくということも必要ですが、それだ
けではとてもすぐ仕事はできませんので、こうい
うことをある程度いままでもやつてこられた方々か
ら、なるべくすぐれた人をここへ集めたいと思つ
ております。その場合にどこから集めるか、決し

て限定いたしてありませんで、もちろん、いまお
話のように、各省あるいは地方自治体の人にも
適切な人があるかと思ひますが、そういう人たち
も、もしかなうならばこの職員になつていただ
く。あるいはまた、これも私の私案のようなもの
ですが、もしそこへ行きつばなしということがむ
ずかしければ、出向という形もあるいは考えられ
るのじゃないかと思ひます。いずれにしても、
なるべくここが活発に動く基礎になる人を、
いろいろの方法で、いろいろな方面から集めてい
きたいと思つております。

○和田(耕)委員 この前の臨時行政調査会です
か、あの答申の中にあるように、現在の行政の状
態から見ると開店休業のような、とてもひまな仕事
が方々にある。忙しい部面もある。その忙しい部面
の中にやはり消費者行政の問題が重要な一つのポ
イントになっている、ということが一つあるわけ
ですけれども、そういう問題も、この生活セ
ンターの職員を採用する場合、あるいは理事を採用
する場合、ある程度考慮に入っているかどうか
という点ですね。

○矢野政府委員 まだ現在のところ、法律の御審
議をいただいておりますので、法律の御審
議にどこから、ましてやだれをというところは、ま
だ全然考えておりませんが、しかし、先ほど申し
ましたように、実際に集めるのは非常に困難性が
あると思ひますから、先生おっしゃるような方法
も、人員を採用していきます非常に有益な一つの
観点だと思ひますので、参考にさせていただきます
と思ひます。

○和田(耕)委員 先ほど砂田君あるいは武部君か
らの質問にありましたような重要な問題があるわ
けですね。企画庁が監督をする。このセンターに
自主性を持たす。もう一つ、各省との連携の問題
がある。特に試験機関等の問題からすれば、それ
をフルに活用するというわけですから、非常に連
携の問題がある。この問題をうまく調整できな
いと、このセンターの業務の成否が問われてくる
というふうなことになるわけであつて、おっしゃる

○矢野政府委員 いまの、たとえば野菜が物価問題の中心であるかないか、この点につきまして、御承知のように、現実には野菜が非常に上がつておりますし、特にことしの二月の消費者物価の全国の指数が八・五%という非常な上がり方をいたしました。そこで、この八・五%という物価上昇が、何かもう物価上昇の基調であるというように見方も一部にはあるようです。しかし、そういう点につきましては、必ずしもそうではないのだ。といいますのは、この八・五%の中には、季節商品が前年同期に比べて四割上がっている。季節商品といふのは野菜と生鮮魚介、それからくだものですが、特にそのうち野菜が約七割、前年同期に比べて上がっている。七割野菜が上がるというのは、いかに何でもこれは異常だといえますか、あるいは一時的なものだということ、これは間違いないと思います。昨年の二月は、その前年に比べて四割近く下がっておりまして、昨年は暖冬で非常に安かった。ことはそれを分母にしているということ、もう一つ、五十年ぶりの異常乾燥ということがつけ加わって、ダブルパンチで、七割も野菜が前年に比べて上がってしまった。ですから、野菜の価格の基調じやありませんで、過去五、六年平均いたしますと、やはり前よりは野菜の通常な上がり方というのは少し落ちついてきております。大体年平均四、五%くらいであります。ただ、そのフラクチュエーションが依然としてあまり直らないのです。したがって、この八・五%が何かいまの物価の基調、趨勢がそういうものになってきたと見たら、これは誤解になる。しかし、もちろんいまの問題は、野菜だけが出たわけではなくて、それを除きまして、ここの二、三ヶ月、従来のピーチよりちょっと早くなっている面が気になるところであります。

たし、また、これもきょうの閣僚協議会での言いつばなしでなくて、きょう了解事項を幾つかここできめてあります。たとえば「当面の経済政策の運営に当たっては、引締め基調を堅持する。」とか、また「民間においても価格・賃金の決定に当っては、物価安定の見地から国民経済全体との適合性に十分配慮するよう、その協力を求める。」とか、また第三点としましては、「輸入の弾力的活用、公共料金の抑制等の対策を強化するほか、従来の物価対策に検討を加え、関係省庁において経済企画庁と協議のうえ、さらに実効性のある具体的施策を速やかに策定し、その実施をはかる。」これは決して作文に終わらせずに、大体今月、ゆうに一回ないし二回さらに閣僚協議会を開きまして、そこで具体策を次々きめていくという手はずにしております。

ちょっと話が飛んだかと思いますが、政府はいまこういう対策をとろうとしているとか、こういうことも情報提供の有力なものだと思えます。あるいは八・五%が基調であるというような見方がもし一般にありましたら、決してそうではないんだということ、しかし全部が全部一時的なものでもないという、この辺の正しい情報ということも国民に知らせていって、無用に何か値上げムードが起らないように、しかし、一方ではこういう点に問題があるので、こうしたところはもちろん政府としての対策と同時に、消費者としてはどう対処していったらいいかという情報も提供していく、これも重要なことだと思えます。

○和田(耕)委員 私はちょっといま質問しておりますのは、このセンターのいろいろな判断が、たとえば経済企画庁の判断があるわけですね。物価の値上がりについての原因だとか、これについて今後、どういうふうになるか、どういうふうにしなればならぬかという判断がある。監督官庁だからといって経済企画庁の見解に従っていくようなものであるのか、あるいはもっと自主性を持って、経済企画庁がどう言っても自分はこう思うのだというふうな、そういう自主性を持ち得るとこ

ろなかどうかということなんです。

○矢野政府委員 経済企画庁は、このセンターについて総合的な監督の責任は持ちますが、この目的を達成するための一切の仕事、運営は、このセンターの自主的な活動になります。ですから、いまの物価の問題、そのほかの問題にしても、もし関係省庁で見方が違うという場合に、別に企画庁の見方をこへ押しつけていくというような性質のものじゃありません。形式的にいえば、このセンターの会長あるいはそれを補佐する理事長が、最終的な判断はやっていくべきものだというふうに考えます。

○和田(耕)委員 いま野菜の問題を例に取り上げておるのですけれども、野菜が異常な値上がりをするから最近の異常な物価値上がりがあるんだという御説明がある。もしそうだと、これはいま今年の問題ではなくて、もう六、七年の前のから——これは年によってあればありますけれども、そういうことがある。そうすると、農林省は何もやってなかった。それに対する、そういうふうな野菜の、商品として当然その対策を立てなければならぬはずの農林省が、いつまでたってもお天気まかせで、何にもやっていなかったということになるわけ——なるわけというよりも、そういう響きが出てくるわけですね。そういう問題について、農林省の方の、何にもやっていないじゃないかということに対しての御意見はないですか。

○小原説明員 お答え申し上げます。

野菜の価格の安定をはかるためには、需要と見合った安定的な供給の増大を確保することが何より基本である。年によりまして天候の変動がございいますけれども、作付面積につきましては、需要に見合せて安定的に拡大をしていくというのを目的といたしまして、私も野菜行政を進めておるわけでございますが、四十一年に野菜の生産出荷安定法がございまして、これに基づきまして、大消費地向けに野菜を供給する集団産地を育成強化して、野菜の計画生産、計画出荷を進めるよう指導してまいっております。

それからまた、暴落の翌年暴騰というふうなことのないように、暴落時において、その翌年の作付へ悪影響を及ぼさないように、野菜生産出荷安定資金協会が行なっております価格補てん事業につきまして、国といたしまして助成をいたしておるわけでございます。

それで、先ほど国民生活局長からお話がございましたが、野菜は、三十五年から四十年ごろにかけまして異常な値上りを続けてまいったわけでございます。消費者物価指数で申しまして、消費者物価の総合指数が三五・一%の上昇であるのに対して、野菜は九八・八%、二倍近い上昇になったわけでございますが、集団産地を育成するという指定産地の制度が発足をいたしましたのは三十八年度でございますが、四十年以降の野菜の価格上昇を見ますと、年によって変動がございまして、四十四年の暦年の年平均指数で申しますと、消費者総合指数が二一・六%の上昇に對しまして、野菜は九・五%の上昇にとどまっております。これに對しまして——いま申し上げておりますのは、東京都の指数で見ましたものでございまして、これを年度の指数に直しますと、先ほど国民生活局長のお話もございましたが、昨年の一月——三月は、暖冬異常のために野菜が異常に安値になった時期でございまして、ことは何と申しましても何十年ぶりの干ばつ、五十日、あるいは大阪のほうでは六十日以上雨が降らないというふうなことでもございましたし、この三月も非常にまた、四十年よりくらの寒さというふうなことで、春野菜の育成がおくれているということもあるわけでございます。そういう関係で非常に供給が減った。その供給が減った面につきましては、やむを得ない面があるわけでございますが、私ども、できるだけ出荷を促進するよう指導してまいっております。

それにいたしまして、昨年は異常に安値であったというのに比べて、またことしが異常に高値であるというところで、たいへんな値上がりになっておるわけでございますが、それは何と申

しましても、野菜は短期的変動というものは免れない。今後四月以降になりますと、春野菜の出回り期を迎えまして、生産、供給も増加してまいるといふふうに私どもの調査でも予想いたしております。野菜価格も今後逐次値下がりに向かうといふふうに考えておるわけでございますが、そういう短期的変動はある程度やむを得ない面もございますけれども、長期的に見ますと、三十五年から三十八年ごろにかけてのような急上昇というものは、四十年以降だといふスローダウンしてきておるのではないかと、長期的には、私どもが進めております野菜行政が若干の効果があったといふふうに、私どもは考えておる次第でございます。

〔委員長退席、武部委員長代理着席〕

○和田耕委員 いまの農林省の説明、これはあした、長官が見えたときにもう一ぺん御質問したいと思っておりますけれども、いままでの政府の印象が、たとえば来年度の物価を四・八にとどめたい、しかし、異常な野菜の値上がりというように、ことがなければというふうな口調があったり、つまり野菜という何ともならないものがあるのだというふうな、政府の物価に対する対策のカムフラージュのような印象を私たち自身も持っているわけです。いろいろな報道機関なんかでも、そういう印象を持つような発言が多かったと思うのです。しかし、いまの説明によりますと、四十年から四十四年の五年間に野菜は九・六％、九・六％という、年間二％足らずの値上がりしかしてない。一般の総合が二・一％ですから、五％の値上りをしているというふうな問題等から考えてみると、野菜というものが、消費者物価の少し長期に見た上——長期の問題が大事な問題です。長期に見た上上がりという点について野菜が果たしておる役割りというものは、私どもが持つておる、あるいは持たされておるような印象とは少し違つたものでなければならぬということも出てくるわけですね。こういうふうな問題を、生活セン

うな、そういう自主的な一つの運営というものが望ましいわけですね。確かに今年度の物価の異常な値上がりについては、野菜が上がつたということとは事実ですけれども、野菜はうんと暴落するところがある。暴落するときに対しては、ほとんどのものが強調されてはいない。私、いまこの数字を拝聴して驚いておるのですけれども、野菜は、この四年間の平均から見ても、ほとんど上がっていない。しかし、われわれの印象としては、野菜が一番の主犯だといふような印象、お天気がからしやうがないといふような、そこで論争が切れてしまふといふような、物価の情報についてのそう正しいとは思われないようなことが行なわれておるとすれば、これは問題点だと思ふのです。そういう点を生活センターとしては、物価問題についての情報センターとして、正しい情報を与えてもらうように配慮をいただきたい。単に商品の品質だけではなくて、物価の問題についても、直接こういう情報を与えるような努力をしてもらいたい、こういうふうに思ふわけです。

○矢野政府委員 最近の物価高の大きな要因が野菜だと申し上げておきますのは、たとえば、先ほど申し上げたように、二月の消費者物価指数が八・五上がつたとか、あるいは四十四年度の消費者物価指数、年度平均で前年度に対して六％余り上がりそうだと、そういうことについては、野菜の一時的な変動が大きく影響している面があるということでありまして、基調にある消費者物価の上昇、四十年代に入りましてからは年約五％ですが、三十年代の後半は六％余りでした。しかし、それは少しビッチが落ちております。落ちておるおまな原因は食料、中でも野菜とかくだもの——魚はあまりビッチが落ちていないのですが、その二つがだいたい落ちております。先ほど私が申しましたように、三十年代後半に比べても、野菜の平均した上昇率は、先ほど私四、五％と申しましたが、あるいは一年のズレで二、三％くらい、若干違うかと思ひますが、いずれにしても落ちてきております。平均に比べても、野菜はそう高いわけではな

いわけでありまして。それから、サービス料金が、三十年代の後半は八％くらい上がっておりまして、四十年代に入りましてからは六％くらいになつております。ですから、そういうことで全体は少し落ちておる。野菜、くだもの、あるいはそのほかの食料品とかサービス料金等があります。しかし、もちろん、それだからといって、全部が野菜の責任ではありまして、五％上がつていふことは、これは野菜だの何だの問題でありません。もっと全般的な問題になります。

〔武部委員長代理退席、委員長着席〕

あくまでも野菜というものは、八・五％とかなんとかいふのは大きく響いているということでありまして。もちろん生活センターとしては、そういう情報も流す必要は十分あるかと思ひます。

○和田耕委員 一般の人々も、これができれば物価に対する一つの正しい目安もできてくるというふうな印象を持つておる。武部君の説明によると、総理大臣もそういうふうなことを言っているということですが。もう一ぺん聞かれたら、総理大臣も、品質の問題が大事だから物価と関係あるなということや言うかも知れないけれども、それは一般の人にはわからぬことであつて、こういう物価の問題も、生活センターとしては非常に注意していることなんだ、そういう正しい情報も直接に出そうと思ふんだということ、ひとつぜひひとも心がけていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○松平委員長 松本善明君。

○松本善明委員 国民生活センター法案について、大臣に聞く以外のものを少し基礎的に聞いておきたいと思ひます。

この国民生活センターの前身といわれる国民生活研究所が第四十国会で論議された。そのときの提案理由説明では、「国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうとともに、その成果を普及することによって、国民生活の安定と向上に寄与すること」といふふうになつておりま

す。また「国民生活の実情や今後の動向に関して基礎的かつ総合的な調査研究を行なうことが研究所の中心業務」であるといふふうになっておる。ところが、今回の生活センター法案というのは、基礎的、総合的研究ということばがなくなつて、おもな業務としては、国民生活の情報の提供や苦情、問い合わせに対する情報提供となつており、調査研究といふのは付随的なものになつておるようです。

この国民生活センター法案での提案理由の説明がこういうふうに変化した理由、生活研究所では中心的業務であつた基礎的、総合的な研究をなぜ除外していくのか、この理由を説明してもらいたいと思ひます。

○山口（シ）政府委員 ごく簡単にお答えさせていただきます。

先生も御承知のとおりでございますが、国民生活の著しい向上に対応いたしまして、真に豊かな国民生活を実現させていきたいと思います。ただ国民生活が当面する諸問題の実態の把握にとどまることのないように、国と企業と国民とが一致協力いたしまして、国民生活の原則に基づく多くの問題の解決につとめていくことが非常に重大な要素だと考えておりますので、そのためには、国と企業と国民との間に、国民生活に関する情報や意見の交流を——そう集めてまいりますように、国民の直面いたしておりますところの生活上のいろいろな問題を中心に、国民との対話の場を打ち立てていきたいということを考えているものでございます。

このような考え方にこたえますために、いままで国民生活に関するアカデミックな調査研究を行つてまいりましたところの国民生活研究所を発展解消をさせまして、新たに構想をここに生み出して、国民生活の安定及び向上に役立つところの情報の提供などを行なうための国民生活センターを設立するというところに相なつたわけでございます。私のお答えの中で不十分な点は、局長がお答え

申し上げたいと存じます。

○矢野政府委員 国民生活研究所法を国会に提出しました当時一番問題になっておりましたのは——よく消費革命とかいろいろいわれておりますが、それまでとだいぶ状況が変わつてきている。それがどういふ実態に基づくものか、まずその実態を把握していかなければならないということが問題の中心でありましたので、まずそういう実態についての調査研究。その場合に、問題は、経済社会のいろいろの変化を背景にしたものであると当然予想されますので、基礎的かつ総合的なこういう調査研究をまずして実態を把握するということに、当時のおそらくねらいがあったのだというように、当時の提案理由の説明等を見ましても考えております。

しかし、その後、こうした調査研究あるいはそのほかのいろいろな研究もありますし、また、現実の経済社会のその後の発展状況に照らしてみますと、もう一歩前進する必要があるのじゃないか。つまり経済の発展あるいは技術の進歩、そういうことに応じて、もちろん生産もふえ、所得もふえてまいりましたが、従来、ともしますと生産なり所得がふえる、これが国民生活のうちの一番重要な要件だと考えられておりましたが、現在でも、これはもちろん重要な要件であります、しかし、それだけでもどうもだめだ。そういう状況のものでいろいろな危険な商品が出てくる。あるいは公害、交通事故がふえる。あるいはいろいろな商品が次々出てくるので、国民の知識がなかなかそれに伴っていかない。そのために不平不満も起こってくる。こうした状況のもとで国民生活の安定向上をはかっていくためには、やはりここで政府の施策を国民生活優先の原則のもとでやっていくということは、もちろん一番重要であります、と同時に、こうした状況の変化に国民が十分適応し得るだけの知識や情報を提供していく、これが一つの重要なまた仕事になってくるのじゃないか。つまり、次官も言われますように、国民との対話の場をつくる、そうしたことが重要になってくる

のではない。ですから、当時の実態把握の段階から、今度はそれを踏まえて、もちろん、さらに調査研究を進めていかなければなりません。これもこの目的の一項目となっておりますが、同時に、それをまたもとにして国民に知識、情報を提供していく、その段階まで進む、そういう情勢になっているんだところが、今度国民生活研究所法を廃止し、この国民生活センター法にかえる考え方の背景であります。

○松本(善)委員 この国民生活センターの法案については、週刊誌なんかでも、一体具体的に何を
するんだ、さっぱりわからないということを書いて
いるのを御存じかどうか知りませんがね、国民
生活研究所の中でも、具体的に何をするんだとい
う疑問が起こっているということを私は聞いてお
ります。あなたのいまの説明を聞いてみました
も、私、抽象的で、議事録を読んでもなかなかわ
からないんじゃないかと思うのです。もう国民生
活の実態というものは把握されたのか、それか
ら、もういままでも国民生活研究所でやった目的は
果たしたのかどうか。一体いままでもやってきた何
が悪くて——いままでもやってきたこういうことは
もうやめにして、今度はこれからこういうことを
したいんだということをもう少し具体的に、なぜ
必要なければならぬのかということをも具体的に話
をしてくれませんか。

○矢野政府委員　生活研究所がやってまいりました仕事がもう終わったわけではありませんで、この仕事も今度の業務の中の重要な一環になっております。しかし、それと同時に、今度は調査研究だけでなく、もう一歩進んで国民との対話の場をつくるというところでありますが、その具体的内容は、もちろんこれから、生活セクター法が通りましたからの準備段階及びできましてから、いろいろこの生活セクターを運営していきますときに具体的に考えていくと思いますが、現在私どもが考えておりますことは、この業務の内容に照らして申し上げます、たとえば新しい商品が次々と出てくる。従来でしたら、商品に対する知識は、親か

ら聞き伝えたことで大体間に合う場合が多かった時代もありますが、現在は新しい商品がどんどん出てくる。そうしますと、それに対して十分その知識が追いついていけない。その使い方についてもそうでし、あるいは、どういう品物はどういう性格があるのかということもなかなかわからない。あるいは、どういう品物には、便利な反面、一方では危険性も伴うと思いますが、どういうところが危険なのか、こういうものはどういう使い方をしなければならぬのかとか、あるいは商品を選ぶ場合にどういう観点で選ぶのか。効率のいいものは反面危険性も多い。その場合にどっちを選ぶのか。その家族の構成によってその考え方も違ってくると思いますが、そういう商品の知識を次々提供していくということも必要だと思います。あるいは商品を扱う場合の品質と価格の選び方はどういうふうに見分けていったらいいのかとか、あるいは店をどういうふうに選択していったらいいのか、こういうことがまた流通機構の合理化にどういうふうに役立っていくのかというような、そういう知識も必要でしょうし、あるいはまた公害、交通事故も非常に多くなってきておりますが、たとえば公害問題が一般的に出てきておりますが、自分の身近な生活の周辺にもある。その場合にどう対処していったらいいのか、どこへこういう問題を持ち込んだらいいのか、こうしたこともあるかと思ひます。あるいは教育の問題にしましても、自分ではこういうふうな教育をこういう費用の範囲でやっていきたい、どういうふうを選んでいったらいいのかという問題もあるかと思ひます。こうしたことは、経済の発展、技術の進歩によって非常に複雑になってきておりますので、広範なそういう問題について、国民に十分その知識、情報を提供していかなければならぬい。

その提供の手段としましては、この目的なり業務の内容は一般的に書いてございますが、たとえばパンフレットを一般の国民に提供するというものもあります。しかし、なかなか字で書いたもの

はとつづきにくいということもありますから、なるべくテレビとかラジオとか、あるいは展示会とかそういうものを設けてそういう知識を提供していくとか、あるいは、先ほどもお答えいたしましたが一、いま申しましたのは、一般的に不特定多数の国民に提供していきませんが、もう一つは、窓口へいろいろな問題をかかえてまいりますから、苦情、問い合わせが参りますから、その人たちにここで答えていってやるということ。それからさらに、この窓口といひましても、東京にあるものに全国から集まってくるということにもなかなか限界があるでしょう。したがひまして、地方の生活センター、ここと連携をとって、地方の生活センターにもそういう情報を流していく。あるいは苦情の問い合わせがあれば、刻々それを中央にはね返してもらつてそれに答えていくとか、こういう幾つかのルートを通じて、具体的にそういう商品に対する知識とかあるいは生活環境についての問題、こういうことに対する情報、知識の提供、あるいはそういうことを通じてまたいろいろ問題を処理もしていく、こういう考え方でおります。

○松本(書委員) あまりよくわからないのですが、ね。こういうふうにお聞きいたしましたでしょうか。国民生活についての苦情の最大のものというのは物価です、どの人に聞いても。たとえばこの物価の問題について当然に、政府の施策について理論的であったり、あるいは感情的であったり、いろいろの批判がありますよ。しかし、それを国民生活センターが研究して、これは政府の施策が悪いんだと、政府の政策に対するきびしい批判というものが出てくるということはあるのですか。

○矢野政府委員　国民の苦情、問い合わせがどういうものが出てくるか、これはちよつと手断ができないと思いますが、おそらくおつしやるように、物価高を何とかしろという、こういう苦情もあるいは来るかと思ひます。その場合に、もちろんこのセンターとしては、一つはそういう物価あるいは具体的な商品名について、これは高いとか

いうようなことも出てくるかと思いますが、そういう場合に現在の物価情勢がどういふものか、あるいは、先ほどもちょっと和田先生にお答えいたしました、野菜なら野菜が高い、この場合に、しかし現在どういふものが中でも安いのかどうか、あるいはそれがこの先どうなっていくかという知識も必要でしょう。あるいは店の選び方ということも必要でしょう。しかし、それと同時に、苦情が参りましたら、それはまたセンターで解決できないような問題、あるいはそこで答えられないような問題もあるかと思ひます。その場合には、あるいは経済企画庁、あるいはそのほかの省に、こうした苦情が非常に多い、何とかして、国民の声はこういうところにあるんだということ、役所のほうへ伝達する、こういう仕事も当然この中に入ってくるかと思ひます。

○松本(善)委員 経済企画庁の国民生活局長が、物価についての苦情も来るかもしれないという答弁を国会でしていると聞いた、相当数の国民は、何をやっているのだらうと思ひませんか。そんなことは、苦情が来るまでもなく、わかつていることです。私が聞きたいのは、それについて研究した結果、結局政府の施策が悪いという批判の結論が出た、それを発表することができるのか、そういうことはこの仕事の中に入っておるか、こういうことなんです。

○矢野政府委員 いま私が、この生活センターの窓口に対する苦情があるいは来るかもしれないと申しましたのは、決して国民の物価高に対する苦情が少ないということを申ししたわけではありませんが、いろいろなアンケート調査によりまして、現在の国民の不安がどこにあるのか、あるいは政府に何をしてもらいたいと思ひているか、物価問題が圧倒的に多いことはよく承知しております。ただ、生活センターにそういう苦情が来るかどうか。現に地方の例で見ても、これはどこへ持っていくべきものであるかどうかというその関連もあるかと思いますが、地方のセンターあたり例ですと、そういう苦情はわりあい来ている例

が少ないということ、これは決して国民に苦情がないわけではないのであります。しかし、政府でやります場合には、ここだけが唯一の苦情が来る、苦情を判断する窓口ではありませんが、むしろ一般的にそういう調査も重視しなければなりません。

それから第二の点ですが、国民の非常に関心の高い物価問題、その物価上昇の原因がどこにあるかということを生生活センターで調査して発表するということは、もちろん、この自主的な活動を尊重しておりますので、これは自由であります。

○松本(善)委員 私が聞いておるのは、その結果政府の施策を批判する結論が出た、それでそれを発表できるかということです。

○矢野政府委員 国民生活センターが調査し発表することにつきましては、別に経済企画庁としては何ら制約いたしません。

○松本(善)委員 結局、政府のこういう点が悪い、こういう点が悪いというように調査研究し——独占価格の問題でありますとか、公共料金の問題でありますとか、あるいはインフレ政策の問題でありますとか、そういうことについて基礎的研究をして、それについて政府を批判する結果になる、これは一向に差しつかえないことだ、この内容そのものについては政府としては干渉しないのだ、こういうふうな考えでいいのですか。

○矢野政府委員 生活センターが研究して公表することについては、これはセンターの自主的な活動です。経済企画庁は一般的な監督の責任を持つておるわけで、一つ一つの内容についてどう言うこととはしないつもりであります。ただ、物価の問題の場合にどこに原因があるか、もういろいろ原因なり調査があります。生活センターもそういうことを、国民も重大な関心を持っておりまして、公表することは差しつかえありませんし、その結果を報告することも、一向に差しつかえありません。もちろん、それが正しいかどうかは、

また別の判断も出てくるかと思ひます。

○松本(善)委員 そうすると、結局経済企画庁としては、その研究内容については干渉しないということですね。そして、その研究についてですけれども、国民生活研究所でやっていただきたいわけ、基礎的、総合的な研究というものはそのまま維持される、こういうふうな考えでいいですか。

○矢野政府委員 現在研究所でやっております研究をここで急に、生活センターになったから——先ほども御質問がありました、基礎的がなくなったら基礎的はしないのかという、決してそうではありません。ただ、先ほども、他の委員の方からの御質問で答えましたように、基礎的ということがつきましますと、どうもアカデミックな研究だけやっていると印象を与えてはいけないうのでして、基礎的なものも実用的なものも含めまして、もう少し広くやっていくということ、今度の法案の目的あるいは条文の内容になっているわけでございます。

○松本(善)委員 この国民生活研究所ができますときの国会の論議を見ますと、当時の中野正一調整局長は、研究自身は自由にやらせたい、国立にするよりは半官半民として、ある程度政府から独立性を持った研究所にしたほうがいいのではないかと、こういうふうに言っておる。それから藤山経済企画庁長官も、国民生活研究所は基礎的な国民生活の研究をやるので、調査研究にまづところが大いにあるというふうな言っています。さらに、研究に一生を捧げてほしいというくらいの人があることが成果があるのだということも、藤山経済企画庁長官が言っています。研究に一生を捧げるのだという立場で国民生活について研究したいというふうにするのだということ、期待をされて、研究所に採用された職員がいまいるわけですから、その人たちの地位や研究というものは保障されるのですか。

○矢野政府委員 現在生活研究所におります職員は、生活センターができますと、そちらへ移ることになる予定であります。ただ仕事の内容につき

ましては、もちろん今度の生活センターにも——先ほどから申し上げておりますように、またこの案に書いてありますように、国民生活に関する総合的な調査研究をやるというのが一つの目的になっております。したがって、そういう仕事も当然、生活センターの中の一部局になるわけでありまして、ですから、現在生活研究所におる人もまた、そうしたほうにも活用していくことになるわけでありまして、ただ、この点、だれをどこにというふうなことになるかと、これはこの仕事にふさわしいところ——全部新しく一つの機構ができるわけでありまして、これはおそろく、生活センターを運営してまいります会長なり理事長をはじめとしたことで、この業務の配置なりは考えていくことになるかと思ひます。その場合に、十分それぞれの仕事に向く人間をそれぞれの部署につけていく必要があるから、そういう点は、私がどうこうということではなくて、これは新しい生活センターをやっていくその責任者が、人事の配置も含めて運営は考えていくことになるかというふうに考えます。

○松本(善)委員 所内のあるいは不規則発言であるかもしれないけれども、研究者として入ったからといって、いつまでも研究させるというわけでもないというふうなことが言われておるとかいふ話を聞くのですけれども、そうすると、やはり本来、研究に一生捧げようという人が入ってきてほしいのだということ、この生活研究所をつくっておいだという趣旨と違つてはせぬだらうかと思ひますが、そういうことはあるのですか。

○矢野政府委員 この生活センターができましたときに、先ほども申しましたように、中に幾つかの機構ができます。その機構にどういふ人——これはいまの生活研究所から移る人もありますし、新しく採っていく人もあります。それをどういふふうにしてそこへ配置していくか、これは何といふにしても、先ほどから申し上げておりますように、個々の生活センターの仕事は人が中心でありまして、それぞれの人、その職員になる人の意欲と

能力と、それにふさわしい仕事に配置していくということになると思います。ですから、この場合にどういふふうに配置するかということは、その人間がどういふことを一番やりたいか、あるいはどういふことが能力としてふさわしいか、これは新しく生活センターが発足いたしますときに、その責任者が十分考えてやっていくものだと思いますように思います。

○松本(善)委員 一般的にいえば、責任者が考えることです。だけれども、研究者として入った人がこの機会に研究者としてなくなるといふことになれば、これはやはり相当重大な問題じゃないか、その性格自身が変わるのじゃないかという問題になるから、それで聞いているわけですよ。研究者の研究というものは保障されるのかというのを聞いています。

○矢野政府委員 その点、おそらく国民生活センターの責任者になる人は、そういう点も十分考慮して人員の配置等をしていくはずだというように思います。そうでなければ、生活センターはまた、うまく運営できないわけですから。

○松本(善)委員 やることの内容なんですけれども、たとえば、先ほど来物価の問題を同僚委員もいろいろ聞いておりましたけれども、これはだれが見ても——もちろん、このほかの交通災害、公害、それぞれ重要な問題であります。住宅問題も重要でありますけれども、物価の問題についてこれは一体役に立つかどうかというところは、これは国民が見る上で、国民生活センターというものをどう見るかという一つのメルタマルだと思つて、ここで、たとえば商品の原価を調べる。これはいろいろいま、特に独占価格との関係で商品の原価の問題を問題にいたしましたけれども、そういう原価を全部調べる。これは、どこがこのくらいもうかっておる、こういうような研究をして公表するなんということはできますか。

○矢野政府委員 この生活センターの目的なり業務の内容に照らしてもしそれが必要であれば、た

とえばこういう価格は非常に高いとか、どうもこれはもつと安くしてしかるべきじゃないかという苦情がいろいろ出てくるとか、あるいは国民生活の向上のためにもう少しこういう点を考えてみたらどうかというところであれば、いろいろ調査研究していくのは、もちろんここでの業務の重要な仕事であります。ただ、原価を調べる——もちろんその場合、必要なら原価も調べるでしょう。ただ、その原価を調べるという場合に、一般的に公表されたもの、あるいはいろいろなルートで調べることが、もちろん調査研究の一環になつていくと思います。これは言うまでもないことですが、原価を調べるからその内容を出せという権限は、もちろんここにはございません。

○松本(善)委員 民間でもこれを調査しているわけですから、強制的な権限を持たせるかどうかということになる、これは立法の問題が関係をしてくるということが起こるでしょう。だから、できない部分も起こるかもしれませんけれども、そういうことを計画して、そうしてできる範囲でやるということとはできる。またやる意思も、もし必要ならある、こういうふうに伺つていいですか。

○矢野政府委員 国民生活センター法の目的に違反しない限りは、あるいはその目的を達成する上に必要であれば、もちろん何を調査研究しようかと、これは自由であります。

○松本(善)委員 きょうはこの程度で終わります。

○松平委員長 次回は明二日午前十時三十分より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五分散会